

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第2回 枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和4年9月30日(金) 14時から 17時30分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階 特別会議室
出 席 者	会 長：明石成司委員 副会長：平田義明委員 委 員：川上比奈子委員、北村幸定委員、西田一芳委員
欠 席 者	無
案 件 名	報告 (1) 現地説明会、質疑及び申請状況について 案件 (1) プレゼンテーションについて (2) 評価について (3) その他
提出された資料等の名 称	資料16 枚方市自転車駐車場申請状況等一覧表 資料17-1 枚方市自転車駐車場の質疑回答一覧表(公表) 資料17-2 枚方市自転車駐車場の質疑回答一覧表(個別回答①) 資料17-3 枚方市自転車駐車場の質疑回答一覧表(個別回答②) 資料17-4 枚方市自転車駐車場の質疑回答一覧表(ホームページ補足) 資料18 低価格調査総括表(自転車駐車場) 資料18-1 提案額説明書(様式1) 資料18-2 配置労務者賃金支払予定表(様式2) 資料18-3 提案額詳細内訳書(様式3) 資料19 評価表
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各申請団体(4団体)の提案内容に対する評価表を10月7日までに事務局へ提出する。</li> <li>・各委員からの評価表を事務局で取りまとめ、10月19日開催の第3回委員会に提出する。</li> <li>・資料17-2、17-3、18、18-1、18-2、18-3 は、非公表とする。</li> </ul>
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	本委員会の答申後に公表
傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	土木部 交通対策課

※会長、副会長の発言について、会長、副会長の立場からの発言は発言者名を「会長」又は「副会長」、それ以外は「委員」と表記する。

## 審 議 内 容

(開会 14時00分)

会 長： それでは、ただいまから第2回枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会を開会します。まず、事務局から、委員の出席状況及び本日の進め方等について説明をお願いします。

事務局： 本日の出席委員は5名で、委員全員のご出席をいただいております。よって、会議として成立していることを報告させていただきます。

それでは、次に、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしていますのが、次第と資料16申請状況等一覧表、資料17-1から資料17-4質疑回答一覧表、資料18低価格調査総括表、また、資料18-1から資料18-3低価格調査に当たり申請団体から提出された書類の写しと、資料19評価表でございます。そして、参考資料1として、本日のプレゼンテーションの進行予定を記載したものでございます。

その他、申請団体の申請書一式の写しや、評価メモ等につきまして、それぞれお手元にご用意しております。不足等ございませんでしょうか。

会 長： ただ今の事務局からの説明について、委員の皆さんから何かご質問、ご意見等はございませんか。

○ (意見等なし)

会 長： それでは、事務局から本日の進め方等について、説明をお願いいたします。

事務局： 本日は、前回、7月1日(金)の委員会でご決定いただきましたとおり、申請団体のプレゼンテーション、また、評価に関する確認等、必要な審議を行っていただく予定としております。

会 長： 今の点について、委員の皆さんからご質問等はございませんか。

○ (質問等なし)

### 報告(1) 現地説明会、質疑及び申請状況について

会 長： それでは、報告に移ります。報告(1)「現地説明会、質疑及び申請状況について」事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、お手元の資料16「申請状況等一覧表」をご覧ください。1. 現地説明会の状況は資料記載のとおりでございます。

次に、2. 質疑回答の状況につきましては、資料17-1から17-4質疑回答一覧表をご覧ください。

7月20日から27日までの質疑期間に提出された136件の質疑及び回答を取りまとめた資料となっております。

資料17-2、17-3につきましては、2団体より個別回答を希望する質疑があり、募集要項13ページ、18(4)に基づき、各団体に個別回答した質疑を取りまとめております。

資料17-4につきましては、質疑後、事務局にて再度、募集要項等を確認した結果、募集要項2ページ6、行政財産目的外使用許可の取扱いに疑義が生じる可能性があるかと判断し、市ホームページで補足をしたものになります。

本日は、時間等の都合もございましたので、主な質問等を抜粋してご紹介させていただきます。

それでは、資料17-1、1ページをご覧ください。

1件目でございますが、「開場時間について、有人施設は4時45分から翌午前1時とありますが、巡回業務、機械による料金收受などのセキュリティ対策、料金收受対策を行った上で、24時間運営することは可能でしょうか。」との質問があり、これに対し「開場時間の変更については可能です。ただし、ご提案をいただき、市との協議を経て、条例改正が必要となり、議会の議決を得る必要があります。」と回答をしております。

次に、10件目をご覧ください。

「使用料を変更する提案はできないとの記載がございますが、現状1カ月だけの定期利用の販売月数を延長する提案も不可になりますでしょうか。」との質問があり、これに対し「提案できません。」と回答しております。

次に、次ページ、15件目をご覧ください。

「指定管理者として、必要な準備備品は券売機のみで、その他は指定管理者の提案によるという認識でよろしいでしょうか。」との質問があり、これに対し「そのとおりです。」と回答しております。

次に、3ページ、23件目をご覧ください。

「自主事業に係る経費については指定管理者の自ら負担する経費によるものとし、指定管理料からの支出は不可とします。とありますが、例として記載のあるキャッシュレス決済の導入等のような売上が発生せず、手数料やハード媒体による経費のみが発生する利用者サービス向上策についても指定管理料からの支出は不可なのでしょうか。」との質問があり、これに対し「そのとおりです。キャッシュレス決済の導入に係る経費の取扱いについては、募集要項に記載のとおり、自主事業として、法人経費から支出してください。」と回答しています。

次に、4ページ、38件目をご覧ください。

「「サンプラザ3号館」及び「新町1丁目」駐車場の機器については備付け備品となっておりますが、新規で設置することは可能でしょうか。その際、機器の撤去及び撤去工事は貴市負担で対応していただけるでしょうか。」との質問があり、これに対し「新規での設置とする場合、指定管理者の費用負担による設置・撤去であれば可能です。」と回答しています。

次に、10ページ、110件目をご覧ください。

「公平性が担保されれば現状の運用方法（予約券をお持ちの方が手続き可能）を変更することは可能でしょうか」との質問があり、これに対し「運用方法の変更については可能です。ただし、ご提案をいただき市との協議を経て、条例施行規則の改正が必要となり、市長の承認を得る必要があります。」と回答しています。

以上、主な質疑回答に関するご報告とさせていただきます。

恐れ入りますが、資料16枚方市自転車駐車場申請状況等一覧表にお戻りください。

3. 申請状況につきましては、株式会社ダイゾー、一般財団法人京都市都市整備公社、サイカパーキング株式会社、株式会社アーキエムズの4団体から申請がございました。本日のプレゼンテーションの順番は、資料に記載のとおり、申請受付順に実施いたします。

4団体とも、本市が求めた提出書類は全て用意されており、申請書類一式を受理いたしました。

基礎審査につきましては、必要書類が提出されているか、必要事項が記載されているか等の点検を行い、不備がないことを確認しております。

指定管理料の提案額については申請団体①が12億9,510万円で337.46点、申請団体②が11億2,000万円で400.00点、申請団体③が13億7,060万5,000円で310.50点、申請団体④が11億9,970万円で371.54点となっております。

指定管理料の額の得点化については、資料の裏面「参考 指定管理料の提案額について」をご覧ください。申請団体が提示する指定管理料の合計額のうち、最も低い額を提示したものを満点の400点とし、その他の申請者については、資料に記載の計算式によって得点化を行うこととしております。

また、公募に際しましては、提案上限額、調査基準価格、数値的判断基準値を定めております。調査基準価格については、提案上限額の85%としており、調査基準価格を下回る提案額での申請については、その提案額により適正な業務履行が可能か否かについて、指定管理者選定委員会において審査するものとしております。

また、数値的判断基準値は、申請者の提案額の平均の85%としており、その額を下回る提案額での申請があった場合は、失格としております。

今回の申請におきまして、申請団体②が調査基準価格を下回る額で提案をしております。

したがって、申請団体②については、この提案額により適正な業務履行が可能か否かを判断するため、低価格調査を行うこととなります。

低価格調査を行うにあたり、事務局から申請団体②に対して価格低減理由等を確認するための書類の提出を求め、ヒアリングを行いました。その結果を、資料18 低価格調査総括表にまとめております。低価格調査総括表をご確認ください。

「1. 価格内訳比較表」をご覧ください。

表の左から2列目より、本市の積算額、積算額の85%である調査基準価格、申請団体②の提案額が載っております。提案額の積算額比率とその横、一番右側が調査基準価格比を示しております。

次に、「2. 総括」をご覧ください。

「事業者の入札価格説明・価格低減理由」は、本市の質疑に対して、申請団体②の回答を記載したものとなっております。

次のページをご覧ください。

「調査所見」は、低価格調査で様式1から3を基に申請団体2に対して実施したヒアリング結果及び市の所見を取りまとめております。ヒアリング結果については、資料をご覧ください。

低価格調査総括表についての説明は、以上となります。

同団体から提出された書類の写しを総括表の後ろに資料18-1、資料18-2、資料18-3として添付させていただいております。

なお、低価格調査の結果、当該提案額により適正な業務履行が可能か否かの判断につきましては、今回の第2回委員会の場合では結論を出さず、本日は他の申請団体と同様にプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションにおいて、ただいまご報告いたしました低価格調査の内容について、同団体に対してご質問をしていただくことも可能です。

なお、資料18 総括表につきましては、団体には開示しておりませんので、ご質問の際はご留意いただければと思います。

本日の委員会終了後、次回、第3回委員会までに全ての申請団体の評価を行っていただきますが、申請団体②につきましても、他の団体と同様に評価を行っていただき、第3回委員会で同団体が総合評価1位となった場合に、ご判断をいただきたいと考えております。

ご報告については、以上となります。

会 長： ただいま、事務局から説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問等はございませんか。

よろしいですか。低価格調査の説明については、各委員さんに一通り説明をいただいているんですか。

事務局： はい、メールで資料をお送りし、内容に目を通していただくようお願いをさせていただいております。

会 長： 分かりました。要するに、事務局の考え方と、申請団体②の方々の考え方とが相違していて、事務局の考えている自主事業は法人経費で全部賄ってもらい必要があるのに、指定管理料で払う費用の中に入れているというところが違っているということでしょうか。

事務局： そのとおりです。

会 長： 事務局としては、申請団体②は外さずにプレゼンテーションを実施するという趣旨なんですね。

事務局： はい、そういうことでございます。

会 長： ということなんですけれども、ご理解いただいておりますでしょうか。

では、ほかに質問等がなければ次に移りますがよろしいでしょうか。

○（質問等なし）

#### 案件（1） プレゼンテーションについて

会 長： はい、では次の3. 案件というところに移ります。

案件（1）「プレゼンテーションについて」を議題といたします。

プレゼンテーションに入ります前に、まず、申請団体の事業計画の提案内容と枚方市自転車駐車場に係る確認事項に関して、評価への観点や考え方等、共有すべき認識などについて、ご協議いただきたいと思います。

事務局から、まず評価方法について説明をお願いいたします。

事務局： はい、それでは、ご説明いたします。前回の委員会において、ご確認いただいた内容とも重複しますが、ご了承のほどよろしくをお願いいたします。

審査においては、委員ごとに資料19の評価表に、1から5までの5段階で評価をご記入いただくものでございます。

指定候補者の選定における内容審査は、申請団体から提出のあった事業計画書が、本市が求める確認事項を満たしているかをご確認いただくとともに、加点事項に該当するかをご判断いただくものです。

評価表には、要求事項ごとに1から5段階の「評価」をご記入いただく欄と、それぞれ「評価の理由」を記載いただく欄がございますので、選定委員会において委員の皆様でご議論、ご発言いただく際にご活用いただければと考えております。

評価方法の詳細につきましては、第1回選定委員会資料参考資料4「指定管理者選定基準に係る補足説明資料」をご参照いただければと存じます。

なお、本日のプレゼンテーションにおいては、申請書類一式と一緒に送付させていただいた「評価メモ」もご活用いただきながら、確認事項や加点事項に関して、申請団体の事業計画書等の書面からは読み取れない部分などについて、ご確認いただければと考えております。

また、評価表の一番下には、「評価コメント（総括）」という欄がございます。これは、今回の指定候補者選定において申請団体の評価を行っていただくに際し、その申請団体に関してよかった点、よくなかった点などの評価理由の総括をご記入いただくものでございます。

最終的には、委員会でご決定いただいた内容審査の得点と、指定管理料の額による点数を合計した総合評価の点数と合わせて、各委員にご記入いただいたものを一本化した評価コメントを議会等に公表していくこととしております。

なお、次回、第3回の委員会において、委員の皆様からいただいた評価の集計及び一本化したコメント案をご提示させていただき予定としております。

説明は以上です。

会長： はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんでしょうか。

○（意見等なし）

会長： それでは、次に、プレゼンテーションを実施する前に、申請団体の事業計画の内容や評価に関して、委員の間で共有しておくべき事項等について、委員の皆さんからご意見はありませんでしょうか。

委員： 先ほど、各業者の指定管理料が表で示されたと思うんですけども、それは、各申請団体は知らないという前提なんですね。

例えば、今回、有人で管理運営するところと無人でするところと主張が違いますけれども、無人で提案してる団体に関して、有人で提案している団体よりも金額が高い団体があって、何で高いんですかというような、比較をするような質問というのはしないほうがいいということですかね。

事務局： それぞれの団体個別の指定管理料はお伝えしていませんので、ご質問の内容をご配慮いただけたらと思います。

委員： 要するに、他の業者が幾らでやっているかみたいなのは、あまり言わないほうがいいということですね。

事務局： 申請団体には各団体の提案内容を共有していないので、申請団体単位ごとで、見ていただく形で、ご発言をお願いいたします。

委員： 分かりました。

もう一つあるんですけど、市としては、指定管理料を業者に払い、市のほうは、利用者から使用料をもらうという形なんですかね。

事務局： そうです。

委員： その収支が、現在どうなっているのかというのは、何か資料はありますか。要するに、業

者に12億円払っていて、利用者からは10億円しか入ってこなかったら2億円赤字ですよ  
ね。

今は、収支がとんとんなのか、黒字なのか、少し赤字なのか、その辺ってざっくり言うとか  
どのような感じなんですか。

事務局： こちらのほうにつきましては、前回の第1回委員会資料でお付けしていました募集要項の後  
ろのページに令和3年度、令和2年度、令和元年度の分の収支実績を載せさせていただいてお  
ります。令和3年度実績でいきますと、指定管理料が2億3,700万円、それに対して支出  
のほうは約2億4,500万円ということになりますので、赤字になっております。

この2年間ほどは新型コロナウイルス感染症の影響で、利用率が落ち込んでいるというところ  
もありましたので。

例年でいくと、やはり通常通りでしたら、少し黒字になっているときが多くなっております。

委員： ああ、そうなんですか。

事務局： すみません、誤解がないように補足なんですけれども、こちらの自転車駐車場につきましては  
は、利用者がお支払いされた使用料というのは、一旦指定管理者に入ってから市のほうに入る  
仕組みになっておりますので、その点だけ補足をさせていただきたいと思えます。

委員： 一旦は業者の口座に入って、その後、市のほうへ振り込んでもらうということですね。

事務局： そのとおりです。

会長： ほかに、ご質問等ございませんか。

委員： よろしいでしょうか。

資料19の採点なんですけど、各配点の項目で、36点などと書いてありますが、満点でこの  
点数という理解でいいですか。

事務局： 記載の点数が満点になっております。

委員： 確認事項の項目名に3、2または1評価、5または4評価と書いてあるのは、どういう意味  
でしょうか。資料19の確認事項と加点事項です。

要するに、この経営方針に関して36点満点で評価したらいいのか。

その評価の視点として、左に5項目、4項目挙がっている確認事項で見たらいいのか、ある  
いはそれぞれ、5または4とか、3、2または1評価と書いてあるのは、点数なのか項目なの  
か、どちらなんでしょうか。

事務局： 今、おっしゃっている内容につきましては、要求事項の右側に書いてある確認事項のほうの  
3、2または1評価と、加点事項のほうの5または4評価の分についてですね。

委員： はい。

事務局： まず、確認事項の3、2または1評価のところですけども、こちらについては必須事項に  
なっていますので、書かれていなければ、求めている内容が記載されていないということで失格  
とすることがあるという旨を募集要項で定めております。項目ごとの記載漏れがないことは事  
務局で確認できていますが、内容については委員の皆さまにご確認いただき、説明が足りない  
部分はプレゼン後の質疑でご質問いただければと思います。

それとは別に、今回、委員の皆様方で申請書類やプレゼンを見ていただいた中で、確認事項  
の横にある加点事項の1から31までの項目を満たす提案がされているなど、加点できるところ  
があったら、その分また評価が上がっていくということになります。その場合、5か4の評  
価を入れていただきます。

資料19の表を見ていただきますと配点という欄がございます。提案内容に対する評価とい  
うのが600点満点ということになりまして、項目ごとに配点を決めさせていただいていま  
す。この項目ごとに委員の皆様方に1から5の評価を入れていただいて、例えば3でしたら、配  
点に応じた乗率の50%を掛けて点数化をさせていただきます。5という評価になりますと1  
00%、1という評価だと0%という形で、乗率を選定基準で決めさせていただいていま  
すので、各委員の皆さまの評価を点数化して600点満点中何点かという計算をさせていただく  
ということになります。

委員： 確認事項も加点事項も評価してくださいという意味ですね。

事務局： そのとおりです。

委員： あくまでも5段階でしたらいいと思っただらいいですね。

事務局： 5段階でお書きいただけたらと思います。

委員： 点数は書かなくていいということですね。

事務局： はい。

委員： 承知しました。

会長： ありがとうございます。ほかに、プレゼンテーションに入る前に、確認しておきたいということがあれば、ぜひ今のうちにお聞きいただければと思いますが、ほかに確認しておきたい、あるいは申請団体の事業計画の内容や、評価に関して情報を共有しておきたいということはありませんか。

それでは、準備がよければプレゼンテーションを実施したいと思います。

事務局で申請団体の誘導をお願いいたします。

#### ○（申請団体① 入室・準備）

事務局： それでは、ただいまから、プレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションは、初めに団体名及びプレゼンテーションをされる方のお名前を述べてから始めてください。

なお、プレゼンテーションの時間は10分間です。終了1分前になりましたらベルでお知らせし、所定の10分になり次第、終了とさせていただきますのでご了承ください。

なお、プレゼンテーションが終了しましたら、引き続き、委員の皆様からの質問にお答えいただきます。

では、ご準備はよろしいでしょうか。

それでは、よろしくをお願いいたします。

#### ○（申請団体① プレゼンテーション開始）

申請団体①： はい、それでは早速ですけれども、確認事項一覧、確認事項につきまして、順に提案内容をご説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず1番、弊社は、公平、公正、正義、お客様第一主義、自然環境を大切にするなどを経営理念、経営方針に掲げ、今日に至っております。こちら、添付資料の1から4番になります。

2番、育児・介護休業規定を確立しております。添付資料5です。

3番、公正採用につきましては、推進員を本社に設置しております。障害者雇用、地元雇用、中高齢者雇用、母子家庭支援を積極的に行います。添付資料6です。

4番、障害者雇用率につきましては、令和4年4月末現在で2.43%まで向上させており、引き続き積極的に雇用の機会をつくってまいります。添付資料7です。

5番、弊社の就業規則に明記しており、人権研修の項目に含まれております。添付資料8になります。

6番、現状、指定管理者を受託運営させていただいております。この運営経験を生かしまして、有人管理にしか提供できないサービス精神を前提に、利用者様の満足度向上や市民の貴市への愛着、イメージ向上に貢献したい。そのために、各運営、接客業のスペシャリストを弊社に迎え入れまして、体制布陣を強化しまして、さらなる現場力向上から、市への貢献・実現のために申請いたしました。

7番、法人税、消費税は完納しております。添付資料9になります。

8番、弊社は、決算月が7月であり、現在、96期目になります。老舗企業としての財務の健全性、管理運営を遂行するに当たり、十分な体力と体制が取れております。安定的な管理運営に資することができるかと確信しております。添付資料11から14及び22になります。

9番、貴市指定管理受託及び枚方市駅周辺、香里園駅周辺をはじめ、枚方市北エリアなどのほか、民間の駐輪所も多数運営管理をしております。添付資料10になります。

10番、高齢者社会に向かう中、人に優しい対応を全ての基本とし、誠意を持った管理

運営、利用者目線の管理運営、柔軟な対応ができる管理運営を基本方針といたします。放置自転車は、減少傾向には向かっているとはいえ、まだまだ放置されているのが見られます。また、公施設であるため、公平・公正・安全・安心・快適・清潔はもちろん、あらゆるニーズに対応し、貴市指定管理受託者として積み上げた実績を最大限発揮しまして、地域に密着した運営を行います。

ご提案に際しまして、無人機械化によるコスト削減と有人管理による利用者目線のサービスの供給を総合的に比較しまして、現状ご利用者様にご好評いただいているサービスの提供並びに安心・安全にご利用いただくため、全自転車駐車を有人管理運営でのご提案といたします。

その他、貴市地域の皆様と連携し、放置自転車の撲滅、自転車利用環境の向上にも積極的に取り組んでまいります。

1 1 番、上限額は1 4 億1, 0 6 4 万3 0 0 円に対しまして、1 2 億9, 5 1 0 万円でご提案しております。

1 2 番、有人管理による効果的な整列駐輪を実現し、高稼働な駐輪場での満車回避、及び受け入れ台数の最大化によるお断りゼロ、駐輪場内の認知しやすい場所にご利用方法、利用料金約款ほかのルールの提示、ユニバーサルエリアの確保及び何かお手伝いすることはございますかなどのお声かけ運動ですね。定期的なアンケート調査、季節感のあるイベント、七夕、ハロウィン、クリスマスなど、簡単な装飾を実施したいと思っております。

また、トラブル、ヒヤリハットの共有により、お客様対応力の向上に向けた努力を実施してまいります。

1 3 番、開場時間の変更をご提案申し上げます。施設型は、防犯上の観点から、現行どおり2 5 時から4 時4 5 分は閉鎖といたします。屋外型につきましては、お客様のご要望を反映しまして、2 4 時間開放としまして、実質3 時間4 5 分の開放時間延長をご提案しております。

無人時間帯の防犯対策としては、貴市にて設置済みの防犯カメラに追加しまして、出入り口を監視するカメラが不足している箇所については、弊社負担でカメラを増設したいと考えています。

1 4 番、挨拶、言葉遣い、身だしなみ、所作、動作など、当社独自マニュアルを基本とした接客研修を行い、接客レベルの統一を最低限の方針とします。同時に、接客業の心構え、冊子、これクレドと言います。これを全員に配付しまして、おのおのが常時確認できる環境を整えます。

また、チェックシートによる評価、ミステリーショッパー調査でスタッフを評価します。それでも問題が出たスタッフについては、リポート研修、改善されない場合は解雇も含めた処分を検討いたします。添付資料1 6 ではなく1 5 でございます。失礼いたしました。

1 5 番、券売機の故障、施設の破損の二大要因から、予測不可能なトラブルまで、素早く柔軟にお客様第一主義を貫き対応に当たります。

1 6 番、秩序維持、つまり不正利用については、弊社では不正利用をしない、させない環境づくり。周知、啓発札の添付、不正リストの作成、防犯カメラの増設からアプローチし対応いたします。

1 7 番、お客様満足度向上のため、アンケート調査、本部スタッフ調査、ミステリーショッパー調査を行います。

1 8 番、有人管理による毎日の周辺清掃、周辺案内マップの作成更新、空気入れの設置、ワイヤー錠の無料貸出し、雨合羽の無料貸出し、ハンドル、サドル拭き上げサービスなど、お客様のお困りごとを想像し対応できる準備をしております。

1 9 番、全ての利用者への平等・公共性のある対応をする研修を行ってまいります。フローチャートなどの図解で分かりやすく、業務内容をまとめた資料での研修。社会的弱者と呼ばれる方々への対応と理解。平等性を考えた行動をテーマにした研修。全てのスタッフが性別や社会的身分、人種等にこだわらない、よりよい職場環境を実現するためのOFF-JT研修も実施しております。

2 0 番、既設の法令点検について、各駐輪場別、設備別に適切に実施しています。



21番、機器設備の維持管理により、常日頃から安全快適に利用できる環境づくりを創出いたします。また、枚方公園地下自転車駐車場の地下3階から地下2階の搬送コンベアですね。こちらは老朽化が激しいため、メーカーでもある強みを発揮しまして、弊社費用負担にて機器の更新をしたいと思っております。

22番、現管理者の人員配置に基づきまして、各駐輪場での人員配置のほか、物件詳細は添付資料16に補足いたしております。

23番、廃棄物は分別、収集、保管に適切に処分をいたします。

24番、備品管理については、駐輪場ごとに管理台帳で管理し、本部スタッフの巡回時にチェックします。

25番、環境配慮については、28度、冬場は20度に設定するなど、光熱水費の低減、エコ製品を積極的に使用するなど多岐にわたります。

26番、業務従事者はマスク着用、勤務前の検温及び消毒の実施、1時間ごとに管理室の換気を行い、券売機、精算機の消毒を行ってまいります。弊社にて、消毒剤などを製造していますので、安定供給体制が確立されております。

27番、貴市と情報公開を遵守し、協力を惜しみません。

28番、個人情報保護について貴市条例を踏まえ、弊社基本方針、基本規定に基づき、適切に管理いたします。添付資料17から20です。

29番、危機管理マニュアルとしては、添付資料21のスタッフマニュアル、緊急対応策で地震、台風、火災、事件、事故、多岐にわたってスタッフに分かりやすいものとなっています。

事務局： 時間です。

会長： ありがとうございます。

それでは、私どもから、プレゼンテーションの内容及び事業計画について、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会長： 委員の皆様、自由にご発言ください。

委員： よろしいですか。こういう施設に関しては、無人機械化というのが1つ言われてて、でも有人管理ということもあって、こちらの事業者様も両方比較した上で、今回、有人管理化でご提案をいただいたということになってるわけですけども、そういう無人とか機械化とか言われている中で、あえて有人管理を選ばれた理由に関して、ここにも理由は書かれてるんですけども、結構そこはアピールポイントかなとも思いますので、特に枚方市についてこういう特性があってとか、何かここに書かれている以外のことについても、有人だからこそこういうふうにご提案するんだというふうなものがあれば、付け加えて教えていただければと思います。

申請団体①： まずですね、枚方市には、我々が運営させていただいている実績を基に、機械化をすることによって、まず受入れの台数が減ってしまうという懸念を我々のほうはさせていただいていました。やはり、有人の対応として自転車を受け入れてからの整理整頓ですね。そういった対応をすることによって、施設の中に、限られたスペースの中で最大可能台数を受け入れられるというところがまず1つのポイントかと思っております。

この令和4年4月1日以降、やはりコロナ禍の状況からまた改善の方向に向かってきてまして稼働が結構増えていっています。満車の駐車場というのが非常に増えてきている中で、やはりそういったところで機械化をすることによって、受入れの台数が減ってしまうということになれば、そのエリアに止められなくて浮遊してしまう自転車が多くなる。それにひもづく、放置自転車であったりだとか、路上に置かれてしまう自転車が増えてしまうという、そういうところもありますものですから、一応我々が運営してきた実績を基に考えますと、まずは現行と同様の受入れの態勢を整える必要があると思っております。

あとはやはり、お客様、枚方の自転車駐車場のお客様も非常に年齢層が幅広く多々ございます。やはりそういったところでは、人の対応と申しますか、やはり人としての温かい対応と申しますか、そういったところを引き続きポイントとして、この4年半取り組んでまいりましたが、まだまだ改善できる場所もあると思っておりますので、それで、市営駐車場でありながら有人の駐輪場で、サービスがよくなってということになれば、枚方市民の方々からの印象も変わってくるでしょうし、それこそ、枚方市さんへの貢献が圧倒的に

強まるのではないかと考えておりますので、その大きなポイントとしては、その2点で検討した次第でございます。

委員： 分かりました。ありがとうございました。

会長： ほかに、委員の皆さんからご質問はありませんでしょうか。

委員： ここ2、3年はコロナ禍で、こういう業態だけでなく、全ての業種が右肩下がりで、最近回復傾向があります。想像すれば、質問するまでもなく、例えばテレワークの増加とか、学校が休みなど、駅前に人が行く数が少なくなって、契約したのを一旦解除することがあるかも分かりませんが、ここ2、3年、最近少し盛り返している、落ち着いてみたいなんですけど、数字で見たらそうなんです。ここまで落ちるのかなという感じが、私は少しします。飲食店等でしたら、お酒を飲めないなどありますが、実際この自転車駐車場、御社だけではありませんが、感覚的にはコロナ禍が要因であると思いますか。

申請団体①： そうですね、やはり枚方の指定管理の全物件のウエイトとしては、やはり定期利用のお客様の占めるウエイトが高い。その中でも、やはり学生定期というウエイトもそこそこある中で、軒並み学校の何ていうんでしょうか、休校と言いますか、そういったところで生徒さんがなかなか使わなくなったということがありまして、そのコロナ禍の非常に厳しい時期の間は、駐輪場の中を見ても学生エリアというのが、ガラガラになっているような状況でございました。なので、そういったところで収入に大きくインパクトしてしまったのではなかろうかというところですね。あとは、デルタ株の最初の段階では、やはりもう本当に在宅を推奨したということで、定期の払い戻し対応ですとか、非常に枚方市様と一緒に対応させていただいたという実績があるんですけども、そういったところでの返金対応ですとか、そういう要望も多くございました。

委員： ここ2カ月ぐらいはどれくらいでしょうか。

申請団体①： ここ2カ月ぐらいは、非常に大きく右肩としては上がってきているという認識ではございます。

委員： 分かりました。ありがとうございます。

会長： ほかにございませんか。

委員： 私も何か所か見て回ったんですが、民間さんの駐輪場も当然あり、今回、公共施設として市営の駐輪場サイドをやりたいということでご提案されているのですが、こういう施設で民間があるという前提で、御社は今度指定管理者をされるにあたって、効率性とそれから平等性というかね、あまねくサービスを共通という、そのバランスのとり方というのはどのようにお考えですか。

申請団体①： 日々運営していますとですね、やはり非常に民間の駐輪場と市営の駐車場、駐輪場というところでのバランスとしては、立ち位置としては非常に難しいところがあります。どうしても、その平等性というところを踏まえると、あるお客様にはオーケーだけれども、このお客様には駄目だとかという、そういうところもバランスをしっかりとっていかねばいけないという、そういう自覚の下で対応しておりますので、それが行き過ぎてお客様がお怒りになられたりだとか、そういう言葉をいただいたりもしてはきているんですけども、やはり民間駐輪場よりは、市営駐輪場というのは非常に立地がいいところにありますし、市民のお客様も最初に市営駐輪場を目指して来られるという特性はあるかと思ってるんですね。なので、そこでの対応というのは、我々が駐輪場運営をしていく中で、関わらせていただくということが、非常に我々としてはやっていきたいという思いもありまして、取り組ませていただいている次第ではあるんですけども、そうですね、バランスというところでは非常に難しいところではあるんですけども、ただやはり、市の方針であったりだとか、そういった条例をしっかりと守るような形で現地のスタッフとも対応しながら、我々、本部の人間としてもきっちりと同じ目線で対応していきたいと思って取り組んでいる次第です。はい、すみません。細々と答えになってないですかね。

委員： 駐輪場が公共施設という認識を枚方市さんは多分されてるんですよね。ですから指定管理料方式を取っている。それについてのお考えをお聞きしたいんですが。

申請団体①： そうですね、公共施設というところでのやはり、何ていうんでしょうか、その公平性といえますか、やはり我々の経営理念にも平等・公平・公正というところを経営理念にあげ

ておりますので、そういったところでは、公共駐車場を運営していくというところについては、非常に近い目線というか目標で取り組んでおります。

委員： 分かりました。

会長： ほかにご質問はございませんか。

委員： 先ほど、新規提案として24時間、施設の開場をお聞きしております。また、自主事業で藤阪のレンタサイクルの提案を聞いたんですけど、ほかに自主事業としてやられることはございますか。

申請団体①： 自主事業としましては、レンタサイクルを引き続き運営していきたいと思っております。やはりそのニーズの多い藤阪のほうにポートを設置、増加しましてやっていきたいというふうに思っておりますので、今現段階としては、牧野東と藤阪ですね。そちらのほうの2ポートで運営をしていきたいというふうに思っておりますので、そこにちょっと注力はしていきたいです。

委員： それが続いていくということですね、はい。

会長： ほかにご質問はございますか。

委員： 今の話、今までの話とも少し重なるんですけど、たくさん管理をされている中で、いろいろな提案をされていますが、場所によって、地域性があると思うんですけど、その対応はどういうふうに行われているのか。つまり、皆さんが行って全部見られるのか、それとも、その働いておられる方々の意見を吸い上げる機会があって、それをフィードバックしているのか、それをまずお聞きしたいのですが。

申請団体①： そうですね。まず各駐輪所にはリーダーとサブリーダーという者を配置しております。その上にエリアリーダーという者が週3回、全現場を回っていくという流れの中で、やはりそこから、現場からの話というか、まずサブリーダーやエリアリーダーに上がりまして、そこから統括のほうに上がってまいります。本部を巻き込んだ対応、フォローというんでしょうか。そういったときには、当然、私の方に上がってはきますので、すぐ一体となって対応はするという、そういう体制は整っております、今現状もそういう形でやらせていただいています。

委員： それは、一種、お客様とのトラブルとか、クレームに対する危機管理ができていくということだと思うんですけど、一方で、すごく新鮮だったんですが、イベントをされている。

申請団体①： そうですね。ここは、今回新たに取組もうと思っております。やはり駐輪場に、実際お客様がどこまで期待されて来られるかということもあるんですけども、今まで長年、駐輪場をやっている中で、例えばクリスマスであったら小さいツリーとか、あまりガチャガチャはしてはいけないとは思いますが、管理室のところに置いてみたりだとか、スタッフに何かをつけてみたりだとか、そういうような形で地域の創出というんですかね、演出にちょっと取組みたいなというふうに思っております、実際今回、接客業のスペシャリストも引き入れたものですから、そういったところでの今までの経験といいますか、そういったものも積極的に取り入れて、イメージの刷新の1つになればなというふうに思っております。

委員： 分かりました。

会長： ほかに、ご質問ございますか。

それでは、質問も出尽くしたようですので、これもちましてプレゼンテーションを終了いたします。申請団体の方は、ご退室いただいて結構です。お疲れさまでした。

#### ○（申請団体① 退室）

会長： それでは、ここで、事務局のほうにご質問、あるいは確認されたい事項がありましたら、委員の方からご質問等をお願いいたします。

委員： 同じこと言ったら申し訳ないです。市内の駅のパーソントリップで、大体自転車の分担率ってどれぐらいでしたですか。駅によって大分違いますよね。

事務局： はい、駅によっても違います。

委員： あの、ざっとでいいです。

といいますのも、バスと自転車って結構ライバルな感じですよ。

その辺の提案をされるのかなと思ひまして、それが意外とお客さんを増やす方法として有効ではないかと。バスも元は仲間なんですけど。

分かればで。

事務局： 会議終了までにお答えさせていただきます。

会 長： 他にございませんか。

委 員： 先ほどの、質問事項の回答で業者の方からいろいろご提案があったときに、市で意見を挙げていただいて検討し、議会の議決を得て条例を改正して市長の許可を得られればできるというのが何か所かありましたが、それは本当にできるのでしょうか。そういうことは、こうしようと思っているけども、結局これは条例改正が必要と言われると、これはできないと、僕は思ってしまうんです。私が提案する立場であれば。結局、現状でやっていかなければ仕方ないと。ある程度は柔軟的にこういうご提案に対して対応はしていくのか。

事務局： そうですね、それに関しましては、開場時間については条例で決めているものですから、必ず条例を変えていくことになります。あと、料金も条例で決まっていますので、条例を変えていく必要になる。料金につきましては、少し議論を重ねないと難しいと考えておりまして、今回は機械化に関して提案を受け、もし決まればそこを取り入れて、条例改正を行いたいと思っております。

そういうところで、差別化をしております、24時間化につきましては、私どもとしては進めていきたいと考えているところでございます。

委 員： 私が提案する立場ですと、条例を変えることが必要であれば無理なのかなと思ひてしまいます。そのような対応をしていったらいけるのかなと。例えば、応募される方がこれだけの書類をつくって、そこで面通しをされる方からしたら、できないだろうと思ひてしまう気もしてまいります。それを聞いてみたいと思ひました。以上です。

会 長： ほかにご質問や確認事項はございますか。

委 員： さっきお聞きすればよかったんですけど、レンタサイクルの需要がある、牧野と藤阪で需要があるという傾向が枚方市で出てくる理由はありますか。

事務局 牧野東に関しましては、現行でもレンタサイクルをやっております、少し需要がやっぱり定期的にあると。ここは、恐らくそこから近くの企業さんへ行かれる方がいるというニーズは把握しております。

先ほど、新たに藤阪駅という提案がありまして、その藤阪駅にニーズが多いとさっき説明していましたが、藤阪駅のニーズについては私ども報告を受けていませんので、確認したいと思ひた次第でございます。

委 員： 藤阪駅付近には山田池公園というのがあるんですよ。多分、いろんなハイキングに来られる方も藤阪で降りて歩いています。

事務局： そうですね。

委 員： 先ほどのプレゼンで、なるほどなど、ここにレンタサイクルを置けば便利になりそうという風に思ひて聞いていました。駅沿いからであればいいんですけど、周囲4キロぐらいの公園があります。歩いたら、小一時間。1周40分以上かかるような大きさです。その駅前に自転車ががあれば、ちょっとした方でも利用しやすくなり、いいところに目をつけてらっしゃると思ひて聞いておりました。

委 員： 本当ですよ。枚方市のにぎわい創生というか、観光へ力を入れていくとか、すごい大きなビジョンの中に照らし合わせたとき、駐輪場に一体何ができるかって考えていけるとすると、この2つの箇所だけじゃなくて、レンタサイクルというのは何か突破口が小さいかもしれないですけどあるのかなと思ひました。

例えば、くらわんか舟は有名ですし、天野川も有名ですけど、他市から来た人間は水辺までが遠いと思ひます。地元の方だったら自分の自転車で行けると思ひますけど、外から来た人間が、やっぱりやめておこうかなって思ひてしまうので、枚方と自転車って相性がいいのかもしれないと、改めて思ひたのでお聞きしました。

事務局： 本市としては、自転車活用推進計画という計画もつくってまして、もちろんその議論もさせていただいているところではあります。

委員： そうなんですか。

事務局： 先ほど、委員がおっしゃっていただきましたように、バスとの共存は、注視したいところでございまして、議論の余地があると思っております。

委員： あまり自転車に肩入れしてはいけないということですか。

事務局： バランスが大切と思っております。

委員： バランス、そうですか。

事務局： 枚方市駅では、もう民間さんがレンタサイクルをやられているところもありますので

委員： もうやっておられる。

事務局： だから、こういうところのご提案で出していただけたら、非常にありがたいと思っている次第です。

委員： 知りませんでした。ありがとうございます。

会長： ほかにご質問等はございませんか。

それでは、最初の申請団体さんは、これで終わりということにいたしまして、準備がよければ、次の申請団体に移りたいと思います。

事務局で申請団体の誘導をお願いいたします。

事務局： それでは、誘導させていただきます。

#### ○（申請団体② 入室・準備）

事務局： それでは、ただいまからプレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションは、初めに団体名及びプレゼンテーションをされる方のお名前を述べてから始めてください。

なお、プレゼンテーションの時間は10分間となります。終了1分前になりましたらベルでお知らせし、所定の10分になり次第、終了とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

なお、プレゼンテーションが終了しましたら、引き続き、委員の皆様からの質問にお答えいただきます。

では、おかけいただいて、準備していただければと思います。お願いします。

#### ○（申請団体② プレゼンテーション開始）

申請団体② それでは、事業計画①経営方針からご説明させていただきます。

1ページから3ページをご覧ください。私たち一般財団法人京都市都市整備公社は、昭和43年の設立から今日まで54年間、大きな事故もなく、時代と共に変化する駐車場環境に対応しながら、実直に管理運営を行ってまいりました。昨今では、公の施設管理者として、誰からも信頼していただける組織体制の構築を控え、公社運営の原動力となる職員一人一人にコンプライアンス遵守の意識を高め、禁止の概念ではなく、どうすれば皆が楽しく働けるのかをプラスイメージで捉え、委員会の設立や違反者への対応など、共に相談し遂行しております。

運営方針といたしましては、私たちが管理運営を任せていただくことになれば、利用者はもとより、周辺に暮らす方々にも地域に駐車場があつてよかったと思っただけのよう、これまでの経験をフルに生かし、利用者目線に立った皆様のお役に立てる駐車場環境整備を着実に進め、今よりも快適なサービスを提供してまいりたいと考えております。

4ページから6ページに記載させていただいております指定管理者の指定を申請した理由といたしましては、私たちの運営方針であります今より快適なサービスの提供を実現するためにウェブカメラによる24時間コールセンター監視に加え、デジタルサイネージによる地域情報や災害時避難情報の発信により、自転車駐車場や地域の防犯防災機能の向上を図り、AIカメラや駐車機器システムの新規導入によるお客様サービスの向上、まだまだ働く意欲のある地域の高齢者を雇用することによる地域の活性化、この3つを実行し、自転車駐車場の価値向上を私たちの手で実行したいと考え、このたびの指定管理者の申請をさせてい

いただきました。

次に、①施設の現状に対する考え方及び将来展望、②施設運営に関する計画のご説明をさせていただきます。事業計画書では、12から28ページに記載させていただいています。

13ページをご覧ください。現状の自転車駐車場における課題点及び改善方法と題して、無人時間帯の対応から始まり、利用料金などの支払い方法まで記載させていただいておりますが、私たちが特にご提案させていただきたいのが、駐車機器システムの導入と定期管理システムの導入です。このシステムを導入することにより、24時間入出庫が可能となるほか、限られた時間でしか取り扱っていない定期の申し込みや更新が、24時間スマホでいつでもでき、さらに、もはや標準サービスとなっているICOCAなどの電子マネーやクレジットカード対応を可能とするなど、従来の施設の事情優先からお客ファーストの運営へとシフトしていき、できる限り皆様が利用しやすい自転車駐車場への改善に努力してまいりたいと考えております。

また、22ページに記載しておりますAIカメラの解析機能を活用して、女性やお子様の比率が多い自転車駐車場では、平置きスペースの拡大を行うなど、安全で利用しやすい自転車駐車場にするなど、AIの解析データから生まれる様々なサービスの展開や、デジタルサイネージを利用した市民情報や災害発生時における避難情報などをリアルタイムで配信し、市民の安全確保や災害による被害の拡大をしています。

また、貴市の許可をいただければ、このデジタルサイネージの配信を一部有料とし、地域のお店には地域割りとして格安で配信していただき、自転車駐車場周辺店舗の特典を味わっていただくと同時に周辺地域の活性化を図ります。いただいた収益につきましては、貴市と相談の上、全額還元したいと考えております。

次に、施設の管理に関する事項、事業計画書29から35ページをご覧ください。ここでは主に、人員配置についてのご説明をさせていただきます。

最初に、責任者または副責任者につきましては、周辺に当指定管理者市施設の自転車駐車場が多数存在する位置にあります。枚方市駅東自転車駐車場に7時から16時、配置いたします。そのほかの配置につきましては、収容台数や駐輪ラックの有無、施設の構造などを鑑み、有人または巡回管理といたしました。現行の全場有人配置から、入出庫ラッシュ時だけの有人または巡回管理になることで、マイナス要素を連想される方もいらっしゃると思いますが、当社では1,000台規模の自転車駐車場でも無人管理を行っており、遠隔操作でゲートやラックの開閉ができるため、駐車券詰まりなどの機械トラブルの際でも、お客様をお待たせすることなく入出庫対応が可能となっております。

本件、自転車駐車場につきましては、過度な人員配置によるサービス提供の概念をなくし、お客様が求める十分なサービスの提供が可能となる適切な人員配置とすることにより、人件費の抑制を図り、さらなるお客様サービスの向上に提起転換をしております。

最近では、令和4年度から交野市の自転車駐車場の指定管理者に選定していただき、今まで有人管理で運営していた自転車駐車場12場を機械化によるシステム導入を採用することで、人による対応のため、期限を設けざるを得なかった定期の申し込みや更新などの問題を全てクリアし、利用者の利便性向上に成功し、大変好評をいただいております。

このたびのご提案では、朝夕の入出庫が多い時間帯には係員を配置し、さらにウェブカメラによる24時間コールセンター監視での業務実施体制といたします。

また、配置する係員につきましては、地域の高齢者を積極的に雇用し、少しでも地域の活性化につながるよう努力してまいります。

さらに配置する係員につきましては、当社規定により24時間の研修を終了した者を採用し、毎年1回の接客研修とコンプライアンス研修を受講させます。

24時間365日、いつでも貴市と連絡可能な体制を構築するため、本社では3名の担当者を配置し、万全の体制といたします。

ご提案につきましての具体的なご説明は以上となりますが、当社が自転車駐車場管理させていただくことになれば、今までの管理実績を最大限に生かし、将来を見据えたサービスの提供をこの5年間で実現したいと考えております。当社に、そのチャンスを与えていただけますよう、どうかよろしくご依頼申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

会長： はい、ありがとうございました。

それでは、私どもから、プレゼンテーションの内容及び事業計画について、質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様、ご自由に発言してください。

委員： 今、京都の北山と交野、新田辺駅の自転車駐車を管理されている。

申請団体②： 指定管理者制度としてはそうです。

委員： 指定管理者をされているんですね。それで、今度、枚方にこういう非常に斬新な提案をいただいていますけれども、時代の趨勢としては、こういう方向性は大変先取りというか、追いついていけないといけないものだと思うんですが、このほかの地域との差といいますか、枚方の中もいっぱいありますから、それぞれ地域の特性があると思いますけれど、大きく捉えて、何が違うと感ぜられてますでしょうか。あるいは、違わないと感ぜられてますでしょうか。

申請団体②： すみません、何と何とが。

委員： 今、指定管理業務をされている3つのところも、それぞれちょっとずつ違うと思いますけど、この3つの場所と枚方との差といいますか。逆に、枚方ならではの特色は何だというふうに捉えて提案いただいていますか。

申請団体②： まず、有人配置というところでは、交野市の以前の駐車場も同じような形態だったんですけども、場数と規模ですね。かなり枚方市の自転車駐車場については大規模な施設もございまして、それを有人管理で管理されているということは、もちろん駄目なことではないと思うんですけども、それを無人、機械を導入して、しかもシステムですね。このシステムというのも定期的申し込み、さらには更新が対応できます。更新につきましては、現地の機械で更新していきたいと、もう人との接触がなくなります。私どもの、このご提案をさせていただいているのも、やはりコロナが蔓延しまして、なかなか人と人の接触が避けられる中、この機械を導入することによって、まずそういうことが解消されるというところが大きなところではあると思います。あとは、サービスの低下につながらず、むしろ、サービスの向上を目指しておりまして、それをこの枚方市の自転車駐車場でもご提案させていただきたいなという思いでご提案させていただいております。

委員： つまり、機械化していこうと思って、逆に人との接触とか購入は増えるのではないかとご提案でしょうか。

申請団体②： 機械を入れて、無人にすることによって、無人ではないんですけども、スポットで有人対応はするんですけども、人の接触をなるべくなくす方向ですね。あとは、サービスの向上というのが挙げられるかなと思っています。

委員： 分かりました。コロナで人との接触が別に要らなくなっているんで、そういうことがまたあるであろうという。

申請団体②： 1つ、現実としてはあると思います。

委員： 分かりました。

会長： ほかの委員の方々どうですか。

委員： 2点お聞きします。

1点目は、常駐者が1名ということになっておりますが、スポットで、朝3時間、夜2時間になっておるんですけど、各施設からの料金の徴収した分はどういう形になるんですかね。

申請団体②： 毎日、機械に入っていく料金の回収を行います。

委員： それは、いつ、誰が回収されるのでしょうか。常駐者1名ですので、その方が動くことはできないと思いますが、誰か徴収者は別におられるんですか。

申請団体②： 基本は、配置している人員で料金の回収を行います。1日分を毎朝、配置したときに料金を回収します。ですので、配置されている係員が料金を徴収する。

委員： 配置した方が、料金をそういうことですね。

もう一点聞きたいんですけど、遠隔システムの操作って導入されてるんですけど、現地の責任者の関係ですけど、これを見ますと責任者は7時から16時まで現場におられるということになっておりますが、例えば、市役所は、9時から17時30分までが業務時間になっておりますので、その空白の時間の責任者がおられないときに何かあった場合は、どういう対応を

されるんですか。

申請団体②： 私どもの本社のほうで、ここの枚方市自転車駐車場の担当を配置しますので、もし責任者が不在というか連絡がつかないときは、私ども本社の職員、または大阪に支社がありますので、緊急時については、そちらから本社の職員を配置させていただきます。

委員： それで駆けつけて、市とは協議できますか、この時間で。

4時から5時半の間は空白になっておりますね。単なるパートの方がおられるようになっておりますが、責任者は4時にお帰りになりますので、その後の部分をどうされるかをお聞きしたいと思っております。

申請団体②： 責任者としての。

委員： そうですね、はい。市役所の方からしますと、5時半まで業務時間になっておりますので、4時になったら指定管理者の方はもうおられないようになりますから責任者が、そしたら、その空いた時間で何かあったときの緊急の対策という形は、何かつくっておられるんですかね。

申請団体②： はい、私どもが駆けつけられるような体制には配置させていただきます。

委員： それは、例えば先ほどの話でしたら、交野のほうでもそういう体制を取っておられるということですね。

申請団体②： そうですね、はい。同じように責任者を配置して、不在のときは私ども本社の職員が向かうと。大阪の支社から向かうという形を取らせていただいております。

委員： 分かりました、ありがとうございます。

会長： ほか、いかがでしょうか。

委員： 今、おっしゃっていることに重複するんですけど、管理実績の表を見てますと、1番から41番、最近の交野東部と交野、京都、2ページ以降は無人式、今おっしゃっているシステムで運営されていますね。

申請団体②： はい。

委員： 1ページ目は、京都市内でずっとやっておられるところは有人のところもそこそこあるんですけども、この辺は、どんなもんなんですか。新しくするところは施設も入れやすいと思うんですけど、もともと京都でやっておられる9ページだけでも22施設ぐらいあって、無人というのが西大路駅北ぐらい、今手元で見ているのが。

申請団体②： はい。

委員： その辺はどのようになっていますか。順次そういうふうに変えていかれるんですか。

申請団体②： 京都市のほうが、今、有人と書いておるんですけども、完全に24時間有人ではなくて、こういうちょっとスポットで配置をしているところとか、あとは駅舎一体、地下鉄とか、駅との駅舎と一体になっている自転車駐車場もございまして、そちらについては、完全に無人というのができないと、そういう施設の構造上の問題で、どうしても人を置かざるを得ないということについては、人員を配置して運営はしているんですけども、それ以外で無人でもできるようなところについては、無人でも管理をしておりますし、そういう施設の問題ですね。それによって、無人、有人という分け方をしております。

委員： 5ページと12ページから16ページまで書いてあることが、主だと思ってるんですけど、5ページがちょっと分かりません。地域の安全のところ、情報を発信してもらって、枚方市と利益を何かということですか。

申請団体②： デジタルサイネージでしょうか。

委員： この辺のことが少し分からなかったんですけど、もう一度説明をお願いします。

申請団体②： 最近、駅の構内とか、デジタルサイネージという広告が設置されているのが結構見受けられるんですけど、それと同じようなものを設置して、通常時は市政情報とか何かお知らせとか、そういうものを配信したいと思っております。

災害発生時については、そういう避難情報とかに切り替えて、これはネットを介して切り替えることができるので、それを切り替えさせていただいて、災害時にはそういうものを発信していきたいというようなのが基本で思っております。

ご提案させていただいた、この事業計画書に書かせていただいているのも、そういうものを配信していこうということを思っておるんですけども、それとはまた別で、本当に店舗の広告としても取り扱うことができるものになっております。そういうものをもし枚



方市様と話をさせていただいて、許可がいただけるのであれば、そういう店舗情報も配信して、お店の案内をするというところで、広告費用というのを店舗様から地域割りという形で格安で配信させていただいて、その収益については全額還元したいと、私どもがいただくということではなくて、また何か寄附みたいな形で、そういうものに活用していただけたらなというところで、ご説明させていただきました。基本は、市政情報、避難情報、そういうものを配信していきたいと思っています。

委員： 分かりました。

委員： 今のお話も、すごく興味深く聞いていたんですけども、つまり防災という情報発信と、その地域が持っているお店だけではなく、生活・暮らしの情報発信をデジタルサイネージで、空いてますからね、駐輪場といういろんなところが。そういうところから出していくってすごく面白いアイデアだと思ったんですが、それ基本的に何でもそうですけれど、その情報を入れ替えていたり、情報をデザインしていたり、その受けて出すというときに、すごい見えない力がかかると思うんですよ。時間とか能力も含めてですね。そういうのはどこから出てくるんでしょうか。この計画の。

担当は、どなたが。

申請団体②： 例えば、市政情報ですとか、そういうものについては、枚方市様からデータとしていただいたものを遠隔というか、もうすぐに流せる状態にはあるんですけども、ただ、今おっしゃっているのは、周辺店舗。

委員： 周辺もですね。

申請団体②： 広告とかそういうのは、基本はですね、店舗様のほうでこういうものを配信してくださいというデータをいただいて、それを載せるという形になります。

委員： 本社で全部、データでやり取りし、駐輪場におられる方に何か頼むことはなく配信していくという。

申請団体②： ないです、はい。私どもの本社のほうで、本社の職員でやらせていただきます。

委員： それは大丈夫なんですね。人件費といいますか。

すごい時間がかかるし、何か市からもらうわけでも、連絡して受け取ってこれで大丈夫かと確認してという、総投げ、データは簡単にやり取りできますけど、やっぱり人が入ると、何かそういうことを日々やってるものですから、無償でできるというのは、すごいできるものでもないなと思って、ちょっとお聞きしたんです。

大丈夫ということでしょうか。

申請団体②： 配置されている係員には、一切そういう仕事ではなくて、自転車駐車場の管理業務として、それは専属で係員にはさせていただきます。

委員： それで、ついでに、地域の安全自主事業というところ5ページに、地域の活動に参加し顔見知りになるという、すばらしいと思うんですけど、これはどなたが参加されるのでしょうか。

申請団体②： これは本社職員で。

京都市内でなんですが、管理している駐車場周辺の自治会とか清掃活動を積極的に行っておられるんですけども、そこに本社の職員が参加させていただいて、活動を一緒に行うということをやっています。

委員： 無人ではあるけれど、年に何回かはこういう活動して、人のつながりをつくりますとなっているということですね。

申請団体②： はい、啓発活動についての本社の職員がやらせていただきます。

委員： 分かりました。

委員： もう1点だけよろしいですか。

デジタルサイネージって枚方市さんだけじゃなくて、例えば京阪電鉄も巻き込まないといけないということはないんですか。巻き込む言うのは変な話ですけど。

JR京都の駅に駐輪場があるんですけども、例えば、枚方もあちこちに、主要な沿線は京阪なんですけども、京阪枚方市駅、牧野駅周辺、そういう意味じゃなくて、例えばスマホか何か発信するときに、電光掲示板みたいなのがどこかにないかと思ひまして。

申請団体②： 今、言われているのは、デジタルサイネージのお話ですか。

委員： はい、よく分かってないかも分かりませんが、例えば、駅の構内にある何かのテレビの画面

みたいなどころを使うのかとか、そんなんじゃないんですね。

申請団体②： 個別に私どもがデジタルサイネージ、そういう電光掲示板みたいなものを自転車駐車場に設置します。

委員： 駅の構内で、ここにつくるとかそんなんじゃないということですか。

申請団体②： ではないです。

委員： そうではない。それならもう、京阪電鉄とかJR、学研都市線を巻き込まなくて良いということですね

申請団体②： そうです。

自転車駐車場の場内に設置させていただこうと思ってます。

その設置する場所については、相談の上、どこがいいとか、そういうのはあると思いますので、それは相談の上、場所等は決めていただきたいと思います。

委員： かなり費用がかかるんじゃないですか。

申請団体②： そうですね、今、施設型の5場に設置するというので、費用も見込んでおりますので。

委員： その掲示板は、自主事業でできるんですか。

申請団体②： はい、自主事業で。

委員： 相当費用がかかりますが。

自主事業は間違いないんですね。

申請団体②： 間違いないです。

委員： よろしいですか。

会長： はい、お願いします。

委員： 管理料型なんで、僕らその前に分からないことを考えると思うんですが、2点ほどお聞きしたいのが、一般財団法人なので、一応収益事業をやって税を払わないという中で、7ページの最近の収益情報が出てるんですが、20億強が紹介をされている中で、今回2億というのは結構大きいのかなというふうな感じがするんですが、枚方市の件を取ればですね。今までされておる中で、利用料金制方式が多いのか、指定管理料かどっちが多いですか。  
ここでいろいろ京都市内でたくさんされてますよね。

申請団体②： 京都市の自転車駐車場については、利用料金制になっています。

新田辺駅についても、利用料金制です。交野市の自転車駐車場については、指定管理料というふうになっています。

委員： どちらがいいと思われますか。今、されてて。

申請団体②： 実はですね、このコロナの影響を受けまして、利用料金制についてはかなりの収入がダウンしたというところがありまして、かなりそういう予測、予期せぬ出来事で売り上げが下がる、それがもろに出てしまうというところがありますので、そういう面で言いますと、指定管理料のほうがそういうものに影響を受けないというところで、私どもからすると、そうですね。今回そういうことがあって感じたところというのはあります。指定管理料のほうで安定していただけるというところではあります。

委員： 想定外リスクの別途協議事項にはしてもらえなかった例が多いんですか。コロナの現状を見て。

申請団体②： そうですね、全くという措置ではないんですけども。

委員： あともう一点ですが、収支予算を書かれているんですけど、指定管理料に見合うだけの品質の高い管理が、この中身でできるとお考えなのか、それと、適正な収益というのは、どれぐらいお考えなのか、もしよかったら仰ってください。

申請団体②： まず、今回のこの指定管理料のご提案につきましては、やはり機械導入をすることによる人件費の抑制であります。もうそれがほとんどというところではあります。機械を導入することによって、かかる経費の量については、そうですね、ランニングコストについてはそんなに増えないとは思っておるんですけども、そこも人件費の抑制を図りつつ、機械の導入費用については自主事業の中に入ってるんですけども、十分機械を導入することによってサービスの向上と、適正な管理が行われると思っております。

委員： そしたら、大ざっぱで申し訳ないんですが、この駐輪場事業というのは、収益ってどれぐらいなんですか。会社としての収益、2割とか3割とか。答えられないなら答えなくて結構です。

今までされてきた件もあると思うんですが、ざっと2億入ってきた中で、2割、3割、引いてあげないと、できませんよなのか、もっと少なくてもいいよなのか。

申請団体②： 私どもの利益率。

委員： はい。

答えにくいのであれば、答えにくい結構です。

といいますのは、結構その全体の収益があまりにびちびちなので、ここで50%もうけてしまおうとね、すごくアンバランスに見えちゃうんですよ。人の懐ほっといてと言われるのは承知の上で言ってるんですが。

やっぱりその辺のお考えが、ちょっとあまり全体の中身と、この収支が乖離しているの、それが気になる場所ですね。収支予算内訳書の中身と、7ページの全体の財務状況が、すごく言葉を悪く言うと、ここでもうけたりというね、そういうふうには取れないこともないんですよ。だから、その辺の、ちょっとお考えを聞きたいなと思って、駄目とは言っていない。それは誤解しないでください。

特に平成30年、一応一瞬赤字出ている組織さんなので。

これ例えば、毎年1億ほど利益が上がるよねみたいなことになるのかなというね。

申請団体②： この財務状況についてなんですけれども、この事業計画書に書いております平成30年度の。

委員： ああ、下読み込みました。そこについては分かるんですが。

申請団体②： はい。

委員： けどね、そんなにむちゃくちゃもうけてるような組織じゃないなというのは大体見えてくるので、資産もそんなに100%ないので。だから、ちょっと答えられたらと思ったりしただけで、はい。

申請団体②： はい、利益をどれぐらいに見込んでいますか。

委員： 適正な利益というのはどれぐらいかなと、駐輪場を運営して、売上げの2割ぐらい収益があればよいと思っておられるのか、その辺です。あればいいです。特にないのであれば結構です。

申請団体②： 特に、幾らというところではないんですけど。

委員： それよりも、ここは指定管理料制を取っているの、市としてもやはり公益性を重視してほしいので、できる範囲でサービスを上げてほしいという意向だと思うんですけどね。

その中で、こういう結構乖離した収支を出されるとね、突っ込みたくなるのはこちらの気持ちなんで、それをお聞きしたかっただけですので。特に他意はありません。

申請団体②： 今、おっしゃっているのは収支予算書のということで。

委員： はい。令和5年度からずっと書いておられますね。令和5、6、7と。

申請団体②： この指定管理料と支出の差ですね。

委員： 支出の合計の差ですね。

申請団体②： そもそもこの機械化のご提案というのは、まず機械にかかる支出については、先ほど申しました自主事業分のところに費用を支出で見込んでいますけれども、そもそもこの自主事業につきましては、法人経費として私どもが出すものなんですけど、それによって収入がもしある場合は、事業者のものという性質は当然理解した上でなんですけれども、この機械化につきましては、事業者で経費を負担してできるものではないと、そういう位置づけのものではないと私どものほうは思っております。ですので、この機械化にかかる費用については、このトータル全体の収支として見ております。

委員： お示しいただくことは可能でしょうか。1年当たりの経費ですけれども。そこに表れない投資があるということですよ。

申請団体②： この自主事業分というところに入れております。

委員： 要は、ほぼこの金額につきましては、機械化にかかる費用で充てるという考えですね。分かりました。

会長： ほかに、ご質問はありませんか。

委員： さっきもお伝えしましたが、デジタルサイネージを駐輪場だからこそいろんな人を見て、必要な情報を緊急のときも有事のときも日常でも受け取れるというのは、とても素晴らしいと

思うんですけど、それをどこかでもうやられていますか。

申請団体②： はい。

委員： どこでされていますか。

申請団体②： 京都の京都駅の八条口なんですけれども、そちらのほうの駐車場、アバンティという施設があるんですけども、そちらの地下を私どもがやっております、そちらのほうのエレベーターの横ですね。よく人が見るというところに設置しております。

委員： なるほど。これは、何か反応がありますか。

申請団体②： 実は、設置してまだ1年満たない。まだ2、3ヶ月前に設置したところですよ。

実際に私どものほうで設置しているデジタルサイネージについては、基本は店舗さんとかが広告として出していただくというのをメインでやっているんですけども、こちらのほうも徐々に載せてほしいと言っているところが出てきてますので、今の設置している私どもの使い方としては、報告なんですけれども、こういう公の施設については、そういう市政情報というのを発信していこうというふうに思っています。

委員： ありがとうございます。

もう一つだけ、無人になってデジタルサイネージがあることという、何か別々のカテゴリーですけども、分かりやすい方向だと思うんですけど、一方で例えば、けがした子どもがいるとか、何か事件が起きたとか、そういう人がいたらすぐに対応できることというのが、ちょっと初動が遅れるという可能性は大きいと思うんですけど、今、交野市さんとかで無人化されててそういうことはありませんでしたか。

申請団体②： 今、交野市さんのほうでは、そういうことは事故とか事件とかというのは実際にはありません。

今回、ご提案させていただいているような人員配置を取っております、自転車駐車場に巡回の責任者を配置して、責任者が毎日回るというふうな体制を取っているんですけども、特に苦情等とか、そういう今のところはありません。

委員： ありがとうございます。

会長： ほかの委員の方々どうですか。何かありますか。

委員： 最後に1点だけお願いします。

IC定期券は、ICカードを使えるということをお聞きしておるんですけど、今まで使っております定期の駐車証とか、あるいは定期券はどういうふうに、今までどおり使っていますか。

申請団体②： 今使っておられるものは使わないです。

委員： 全部、ICカードに変えるということですか。

申請団体②： はい、タッチ式のやつです。

委員： 分かりました。

会長： ほかにご質問等はありませんでしょうか。

では、質問も出尽くしたようですので、これをもちましてプレゼンテーションを終了いたします。申請団体の方は、ご退室いただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございました。

#### ○（申請団体② 退室）

会長： それでは、ここで、事務局にご質問、あるいは確認されたい事項等がありましたら、委員の方からお願いいたします。

委員： 1つ確認したいことがあります。先ほど質問した件なんですけど、市役所は9時から5時半までが業務時間になっておりますが、先ほどの話は責任者が7時から16時しかないということですので、この1時間半の空白は了解なんでしょうか。

事務局： そのこのところの時間帯、先ほどの説明を聞いている中で、本部体制とかでされるということで、何か苦情や現場対応が必要なときに、対応が取れるということであれば、問題ないかなというところですよ。本社から来られるということだったので、時間的なところでは、不安かなというところですよ。

委員： 我々の仕事でも、この空いた時間帯に事件が起こる、何かあるのがやはり多々ありますので、

それを質問させていただきました。

事務局： ありがとうございます。

委員： 交野市さんを無人化してどのくらいの期間っておっしゃってましたか。ちょっと聞きそびれて。

事務局： 今年の4月からと聞いております。

委員： まあ、まだ数カ月ですね。じゃあある意味、交野市さんは、随分勇気を持って踏み切ったということになるんですかね。ある意味、そのリスクを負ってでもという。

事務局： そうですね。その辺をご理解された中で、同じような指定管理なんで、委員会の中での話で詰められたんだと思うんですけども。

委員： ちょっと聞けないですね。

会長： ほか、ございますか。よろしいですか。

では、申請団体②はこれで終わりました、ここで10分休憩を取ります。

#### ○ (休憩)

会長： 再開します。

それでは、準備がよければ、次の申請団体に移りたいと思います。

事務局で申請団体の誘導をお願いいたします。

事務局： それでは、誘導させていただきます。

#### ○ (申請団体③ 入室・準備)

事務局： それでは、ただいまから、プレゼンテーションを行います。

プレゼンテーションは、初めに団体名及びプレゼンテーションをされる方のお名前を述べてから始めてください。

なお、プレゼンテーションの時間は10分間となります。終了1分前になりましたらベルでお知らせをいたします。所定の10分になり次第、終了となりますのでご了承ください。

なお、プレゼンテーションが終了いたしましたら、引き続き、委員の皆様からのご質問にお答えいただければと思います。

準備はよろしいでしょうか。

それでは、始めてください。

#### ○ (申請団体③ プレゼンテーション開始)

申請団体③： それでは、プレゼンテーションのほうをさせていただきたいと思います。

別紙1、事業計画確認事項一覧の内容に沿って説明させていただきます。

まず初めに、会社案内をさせていただきます。一覧の1ページ目、確認事項1、経営実績にございますとおり、当社は1977年創業、管理運営現場数は1,900か所以上、台数は54万台以上、全国で大規模指定管理現場を多数運営管理させていただいている、業界のリーディングカンパニーでございます。

大規模指定管理の事例として、関西では管理台数7万2,000台の大阪市をはじめとして、2万4,000台の西宮市、約1万台の神戸市、約5,000台の芦屋市や守口市、関東のほうでは、約4万9,000台の横浜市、約2万1,000台の埼玉県所沢市、東海地方では、約1万5,000台の名古屋市、中国地方では、約1万2,000台の岡山市、九州地方では、約3,000台の福岡市など、中核都市、政令指定都市を中心に全国的な実績が多数ございます。

続きまして、具体的な提案内容に移りたいと思います。

その前に、今回、提案するに当たり、当社が特に意識したことをまずお伝えさせていただきます。

当社は、日時や担当者を変え、可能な限り現場調査を実施いたしました。現在の運営体

制を見学させていただき、当社のできる事が多くあると感じました。その中で、特にお伝えしたい4点について、現状の課題と解決策をポイントにご説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目ですが、一覧の2ページ目、確認事項6、申請した理由をご覧ください。こちらのほうに、貴市自転車駐車場の未来を一緒に創造したいと記載させていただいております。これは、当社の45年の経験と実績を生かせば、いろいろなことを改善できると確信しております。その改善として、まず初めに、定期利用に注目いたしました。課題が、定期利用の受付方法に制約があると感じました。制約とは、現在これ、早い者勝ちという受付方法になっている点です。受付方法については、もう少し詳しくご説明させていただきます。

現在、枚方市様の定期受付方法は、定期受付期間の初日に整理券を配付して、その整理券を持っている利用者が優先的に定期申し込みできるという、とても公平なルールとなっております。しかし、香里園町自転車駐車場を例に見ますと、この整理券が朝6時に配付を開始して、1時間後の7時なくなってしまう。利用者さんにとっては非常に負担がかかることじゃないかなと思えました。つまり、公平性はあっても、利便性に欠ける、そのような現状になっているということです。

また、申し込みが1カ月単位ということになりますので、利用者様は毎月このプレッシャーを乗り越えられているというような状況になっていると、しかしこのルール、条例に記載されているということがありますので、簡単にはちょっと変えられないというのが現状でございます。

当社は、現場混乱を避けるため、現状の維持を前提に提案いたしましたが、ここでは問題意識としてございますので、将来的には貴市と共同して利便性も公平性もある定期更新方法を創造していきたいと考えております。

当社は、関西の指定管理現場でも、実績のある定期更新システムを持っておりますので、ぜひぜひその辺りは当社が用命いただいた場合には、ご提案したいと思っております。

またここで、条例変更について当社の考えを補足させていただきます。当社は、条例変更はとてもハードルの高いものだというふうに認識しております。そのため、条例記載のものは、現状維持を前提に積算してご提案させていただいております。当社は変更できた場合に、指定管理料の減額に応じることができると、そのような収支を組ませていただいていた提案させていただいているというような形になっております。

次に2点目につきまして、一覧の同じく2ページ目の確認事項10、2-1、将来展望をご覧ください。こちらの2行目の置き場改革という、その文字について、ちょっとご説明させていただきます。

2つ目の課題として、一部のエリアに利用が集中しているということに関して、これを解決する方法として置き場改革というものを提案させていただきたいと思っております。これにより、一定集中利用の分散を図ることができると考えております。

他市でも改革の事例が多数ございます。貴市自転車駐車場に合った方法が必ずあると思っておりますので、それをしっかりご提案させていただきたいと思っております。

例えば、自転車の車種ですね。大型とか小型とかいう具合に様々ありますけれども、このサイズをそろえるだけでも、一定の分散が図れるというふうに考えております。

また、利用実態を調査することで、劇的に改善してきた事例もございますので、この辺り、しっかり弊社のノウハウを生かして、よりよい駐輪場管理を整えていきたいと思っております。

次に、3点目ですが、同じく2ページ目の確認事項11、2-2の施設運営に関する計画をご覧ください。こちらのほうでは、適正な指定管理料を算出するということがポイントになっておるんですけども、弊社は一番大事なポイントとして人件費というところを重視しました。ここで3つ目の課題として、こちらも条例に記載されている内容なんですが、駐輪場入り口の開閉門制度についてです。この制度は、深夜1時から早朝4時45分まで、全駐輪所は閉鎖するというルールの下でなっているという制度です。現場によっては、この開閉門のために特別なシフトがある駐輪所も複数確認できました。つまり、始発

が動き出す前に出勤し、終電がなくなった後に退勤することになりますが、担当する管理人には相当な負担がかかる業務になっているのかなと感じました。

今回、当社は、この開閉門業務を完全委託化でご提案させていただきました。これは、経費の削減を図ることが目的ではありますが、管理人の負担を軽減し、より長く働いてもらいたい、そういう考えがあるので、そういった形の提案をさせていただきました。

なお、この開閉門制度の条例を変更できれば、開閉門業務の委託料が不要になります。ひいてはさらに、適正な指定管理料のご相談、減額のほうをさせていただくことができるんじゃないかというふうを考えております。

続きまして、最後の4点目です。一覧の3ページ目の確認事項12番、こちらのほうを機械化の導入というところなんですけれども、一時利用に注目させていただきます。現在の課題は、実施的に手売り対応をしている状況、手売りとは、管理人が利用料金を利用者から直接受け取る販売方法のことです。これにより、朝の時間帯は大変混雑し、一時的に行列ができることもあるというふうにお聞きしました。また2日以上利用した方から追加の料金を徴収できないというようなこともあるというふうにもお聞きしました。これらを解決するために、一時利用の機械化を提案いたしました。メリットは、提案書に記載のとおりたくさんございますが、その中で3点アピールさせていただきます。

まず1つ目、前払いから後払いに、朝の混雑を緩和。後払いすると朝の混雑を緩和するという形です。利用者の利便に大きく貢献すると思っております。

2点目、公平公正な料金収集、利用時間ごとに適正な料金収集が可能になります。これによって、売り上げ増員に寄与するのではないかと。

事務局： 時間です。

ありがとうございます。

会長： ありがとうございます。

それでは、私どもから、プレゼンテーションの内容及び事業計画について、質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様、自由にご発言ください。

委員： かなり多くの箇所経験があるということをおっしゃったんですが、最初のページに、大阪市、守口、西宮と書いてありまして、準PFIと書いてあります。この中身、簡単に教えてください。

申請団体③： はい、準PFIというのは、大阪市さんの路上の駐輪場に現状、電磁ロック付きの機械式の駐輪場を設置しておるんですが、いわゆる弊社のほうで、民間のほうで設備を投資して、5年間なら5年間でその設備を償却しながら運営すると。自治体さんからは、土地の賃貸借で契約するという方法で、運営管理と設備を全て、民間のほうで行うというPFI事業に準じている事業ということになります。

委員： PFI的っていうやつですか。

申請団体③： PFI的っていうやつです、はい。

委員： リスク分担はどんなふうですか。

申請団体③： いわゆる、運営全般は全て民間。需要変動予測も全て民間にということで、納付金額を自治体さんには支払う。運営するというところで、事業が終わると、その機器は撤収するということになります。

委員： そこでですね、準PFIは入れるというのはどう思われますか。枚方市さんで将来的に。

申請団体③： 将来的にですね。準PFIというのは、ちょっと中途半端なところはあるんですが、PFI事業だと、長い期間BOT方式、BTO方式ってありますが、管理ができますので、指定管理だとしても5年がスパンとなりますので、そういう意味では長い期間賃貸借を含めて管理ができるということは、民間にとっても投資がしやすいと。サービスの技術を入れやすいというメリットはあると思います。

委員： 将来的に、恐らく公の施設のままですが、今、流れとしては、そういう方向もあるのかな。それが、市民にとっても利用者にとってもいい方向であればね、検討するかなというのは感じると思うんですが、御社は経験があるということなので、その辺りを比較されて、今、この場合どうかなというのを。非常に現地を細かく見ておられるのでね、熱意を感じますし、すご

い期待をするところでもあるんですけども、もう一步踏み込んで、ここは指定管理料なので、一番保守的なやり方ですよ。官に近いやり方ですよ。

利用料金制のほうがいいじゃないのとかね。もっと言えばPFIのほうがいいのじゃないのとか、そういう議論は社内であったんですかねと。

申請団体③： この枚方市さんの駐輪場。

委員： はい。

申請団体③： そうですね、今回、先ほどちょっとプレゼンするときにも申しあげましたように、条例の観点もありまして、本来であれば、もうちょっと踏み込んだ、PFI等であれば、これは条例も関連してきますけど、もうちょっと機械の導入とか、今のIOTの技術を持った弊社でいうサイカスマートナビゲーションというものがあったり、そういうものを入れて、利用者の利便性とか、あるいは公平性、平等性の担保というようなこともできることもあるなという議論はありました。

委員： 他市の指定管理の状況で、条例で上限を設けているとこってありますか。利用料の。

申請団体③： あります。ほとんどそうです。

委員： 上限ですか。

申請団体③： はい。例えば、大阪市さんと、1日150円とかですね。

委員： 下げるのは自由。

申請団体③： 下げるのは自由ですけど、上限は、ほとんどの自治体さんで設けております。

委員： 枚方市さんは固定でしたか、上限でしたか。条例で定めている使用料は。

事務局： 固定で、料金を決めさせていただいてます。

委員： 今回はその裁量は一応与えないというのが前提ですね。

事務局： 今の条例上はそうなので。

委員： なので、指定管理料を出しますよと。

事務局： はい。

委員： よく分かりました。ありがとうございます。

会長： ほかの委員の方、いかがですか。

委員： 今、他の委員がおっしゃいましたように、すごくたくさん場所を見られて、問題点を抽出されて、図面まで全部書いておられるという、すばらしいと思って聞いて、見せていただいているんですけど、先ほどのプレゼンテーションで、細かいんだけど、コロンブスの卵みたいなアイデアが、いっぱいその調査結果から出しておられるんだというのが、割と目からうろこなところがあるんですが、まず、途中で終わられましたので、せっかくなのであと幾つか、ちょっとかいつまんで、こんなアイデアもあったんですけどというのを教えてもらえませんか。

申請団体③： はい、ご説明したかった内容として、一時利用の機械化の部分ではあったんですけども、そこのお話で、メリットはお話させてもらって、途中で終わってしまっちゃったんですけども、その中でそうですね、3点目になるんですが、キャッシュレスを今回追加しようと思っておるんですけども、強みの部分としては、交通系ICカード、ICOCA決済になるんですが、それがもう大体どこもついているんですけども、当社の場合はQR決済を機械につけることができます。ですので、そのQR決済、今はたくさんあるじゃないですか。

委員： そうですね。

申請団体③： 何とかペイ、何とかペイって。

委員： そうですね、学生さん何かね。

申請団体③： はい、それ結構広く網羅しているシステムになってますので、非常に利便性アップにつながるんじゃないかと思っております。

委員： ありがとうございます。

すごくその、最初に書いてくださっているように、その利用者の安全と利便性について、ものすごい注力されて、こうやってアイデアを出してくださっているのは本当に伝わっているんですけど、これだけ日本の主要都市で自転車、駐輪場に関わっておられる御社だからこそお聞きしてみたいことがありまして、大体、駐車場って駐輪場というのは、駅前の顔になってるん



ですよね。つまり、その土地のその地域の、神戸やったら神戸、横浜やったら横浜、枚方やったら枚方の歴史とか、魅力とかというものが、本当は駅前が担うべきなんですけど、昔は担ってたと思うんですけど、今や駐輪場とバス停なんです。で、そういう観点から見たときに、今は、なかなか難しいとは思いますが、今後、景観として、仕方がないから何かじゃった感じにだとか、仕方がないから、ちょっと掘っ建て小屋みたいな本当に安い、最低限の詰所でいいとかということになっているわけですけど、もうちょっとこんなにしたほうがいいのにみたいなこと、考えておられませんか。市へ提案するぐらいの。利便性としてのデジタル化とかキャッシュレスは、もう分かるんですけど、もちろん。そうではなくて、その地域住民にとっての駐輪場の見え方という、これ日本と、例えば海外と比べたら全く違うわけで、そういう点で何か考えておられることがあれば、この機会にちょっとお聞きしたいなと思います。

申請団体③： そうですね、おっしゃるとおり、駅前の一等地に自転車駐輪場がありますので、非常に景観というのを私どもは意識しております。そういう意味では、過去の自治体さんのご提案としたら、ちょっと周りから見えにくいように格子状の色にしても、茶色系の色で景観が保てるようなフェンスにしたりとかということのようなことは実際あったケースがあります。

あとは、ラックにしても、このラックのデザイン性を追求したというような事例もありまして、無機質に出ている機械式のラックに、ちょっと筒状に、デザイン的に見えるようなラックで、景観を意識したラックをご提案させてもらったということもありますし、管理事務所には、どうしても駐輪場系は殺風景に見えますので、花を置いたりとかいうようなこととか、あと照明を明るくしたりとかということとかは、これは今でもやっておることとして、あと、特徴的なことを言えば、例えば、その駅の近くに大きなスポーツ施設とかがあるような、そういうシチュエーションの場所だと、フェンスにスポーツのやっている看板を見せて、町ぐるみでそういう地域ですよというようなことを演出した例もあります。

なかなか、予算というところがあって、ご提案と我々ができることというところを自治体様と協議しながら進めているというのが実態だと思います。

委員： そうですね、ありがとうございます。枚方市の方々にも協力していただかないと変わらないということなんだろうなと思いつつ、ご努力をお聞きしてみたかった。ありがとうございます。

会長： よろしいですかね。じゃあ、ほかにございますか。

委員： 先ほど、3点目のことになるんですけど、キャッシュレス化の関係ですけど、記載内容から見ますと自主事業になりますけど、これでよろしいんですかね。

申請団体③： はい。

委員： ありがとうございます。

会長： ほか、まだご発言、ご質問のない委員、大丈夫ですか。

委員： すみません、少し機械化のことについて、基本的なことを教えてもらいたいんですけど、大体、ラック式の場合とゲート式の場合とあると思うんですけど、どういうふうに使分けをされてるんですか。

申請団体③： ゲート式はですね、まずそもそも、ゲートが置けるスペースというものが必要になりますので、間口が十分に広いということと、それから、収容する台数が、やはり500台から1,000台とか、大規模なところになりますと、ゲート管理のほうが利便がいいのかなと思ってます。

ラック式の場合は、文字どおり個別のラックでございますので、1台1台をラックに入れる必要がございますので、やはり自転車を十分に止められるスペースを確保する必要があります。そういう意味で、スペースにも十分余裕があって、かつ収容台数が小規模から中規模程度であれば、個別ラックというふうな使い分けをさせていただいてます。

委員： このたび、機械化をご提案いただいているんですけども、今回、枚方のほうにも何十か所とあるんですけど、それについて、ラックにするのか、ゲートにするのか、どれぐらいの割合で考えておられるんでしょうか。

申請団体③： 基本的には全数個別ラックにさせていただこうと思っています。

というのは、ゲートがなかなか、やはり先ほど言いましたように、間口が非常に必要なものですから、台数は多いんですけども、十分な間口が確保できないところがちょっと散見されてきて、そういう意味では、先ほどプレゼンテーションの中でもご説明をしました置き場改革を同時進行しながら、個別ラックを設置していくことで、非常に利便性が高く、かつ利用しやすいような駐輪場に改革できるんじゃないかなというふうに考えております。

委員： 全部ラックだということなんですね。

申請団体③： そうです、はい。

委員： そうすると、受入れ台数が減ってしまうという懸念はないのでしょうか。

申請団体③： その辺は調査をして、今現在、一時利用が何台程度あるのかとか、定期利用はどれぐらいいらっしゃるのかというのを全数、全箇所台数をカウントして見ておりますので、十分その台数が収まるような設計で計算させていただきます。

それから、契約者数がイコール使用台数とはならず、当然、朝停めて、夜お帰りになるという方と、夜停めて朝出ていくという、学生さんみたいな方ですね。そういったような逆利用と言いますけれども、そういった利用の方も一定数おられると思いますので、うまくバランスを取りながら、契約者数は収容台数よりも多いような状態に多分なるかと思いますが、そういうようなことでバランスを取っております。

委員： 全部ラックだとすると、その初期投資がかなり大きくなるかもしれないんですけど、それももう織り込み済みだということですね。

申請団体③： そうです、はい。

委員： よろしいわけなのですね。

申請団体③： 実際にも申しましたけども、ゲートとその辺スペースを取ることで、台数いじめることにも減ることにもなりますので、それと比較すると、個別のほうが台数はある程度取れるという認識です。

委員： そうですか。もう一つだけ、今度は一時利用と定期の問題なんですけど、全部ラックにしたときに、一時利用だったら、どっかでコインを入れてロックを外したりつけたりという形だと思いますけど、定期の場合はどういう作業になるのでしょうか。

申請団体③： ラックは、一時利用だけになります。個別ラックは一時利用だけになります。定期利用は、通常どおり平置きの停め方になります。

委員： そうすると、1つの駐輪場、駐車場で、一時利用の場所とその定期用の場所と2つ区域が分かれて使われるというイメージなんですか。

申請団体③： そういうことです。おっしゃるとおりです、はい。だから一応、長期的に検討して改革していきたい。

委員： それを置き場改革。

申請団体③： そうです、はい。

委員： すみません、ちょっと基本的なことで失礼いたしました。

申請団体③： 申し訳ございません。ありがとうございます。

空いてるところに、どこにでも停めていいですよというような、ばらばらですと、やっぱり皆さん、入り口に近いところに誰でも停めたいものですから、どうしてもやっぱり入り口付近が混雑しがちなんですね。それをバランスよく、奥のスペースもご利用いただけるように、一時利用でそこら辺をしながら、定期利用の方も効率よく収容していくというように、混雑を極力機械化することで緩和しながら、施設を有効活用したいということを考えております。

委員： 定期の場合は、そしたらゲートになるんですか。

申請団体③： 定期はゲートではなく、従来どおりのやり方を踏襲しながら、枚方市様と今後協議をさせていただいて、新しい我々の持っているサイカスマートナビというようなソフトも持っておりますので、そういったものを今後使えるかどうかというところを協議させていただきたいなというふうに考えています。

委員： 現状は、そうすると定期の場合は有人になるんですか。

申請団体③： そうです、はい。基本的には有人で、やらせていただくつもりでおります。

委員： ああ、そうなんですか。

会長： 他にご質問等ございますか。

委員： そしたら、今の件でちょっとお聞きします。二段ラックのほうは全部撤去されるということですので、撤去された保管場所と、ここにあります収支のほうには費用は入ってるんですけど、例えば、管理期間が満了後には、修理の費用とはここに入っていないですけど、これはどういうふうに考えておられますかね。

申請団体③： 二段ラックは全部撤去というふうには記載はしてないです。

委員： 一部撤去なんですね。  
一部をほかの場所に保管して、後の修理の分がここには入っていないですけど、何かほかの考えがあるわけなんですね。

申請団体③： 撤去したものを原状回復する費用は、報告上は見えてないですけども、十分その費用は見ておりますので、それは大丈夫だと。

委員： ここには入っていないですけど、もう見ておられるんですね。

申請団体③： 見てます。

委員： はい。以上です。

会長： ほかにご質問は大丈夫ですか。

委員： もう一つだけお聞きしたいんですけど、先ほど、定期の利用の更新システムを新しく導入したいというお話だったんですけど、それは有人の場合でも両立できるんですか。

申請団体③： 我々は現在の利用状況を踏襲しながら、今後、枚方市様とその辺を協議して、新しいものに変えていきたいなという考えなんですね。ですので、基本的には有人で管理をするということには変わりはありませんので。

委員： 有人だったら、先ほどご提案のあった定期更新システムというのは導入できないということですか。

申請団体③： いいえ、そんなことはないです。

委員： できるんですか。

申請団体③： できます。

委員： 具体的に、どういうことを考えてはるんですか。

申請団体③： 今現在は、要は先ほどもご説明しましたが、整理券をお配りさせていただいて、権利をお持ちの方が券売機の定期の券を購入されてお停めいただくという、このやり方なんですけれども、要は現場に行かないと何事もできない状態なんですね。  
これを全て、例えばウェブ上であるとか、決済も含めて、そういうことをウェブ上で完結ができるようにもできますし、加えて、現金でもって現場でお支払いいただくということもできますし、いろんな選択肢を決済も含めて持たせて、利用後も集中して混雑しないような、そういったような仕組みを一緒に構想させていただきたいなというふうに考えているということになります。  
今現状は、早い者順になってますんで、そこら辺が条例になってるんですよ。  
その部分が今の更新機のシステムを入れると、いつでも誰でもできるようになるんですけど、今条例上そのしぼりがあるうちはできません。それが、この指定管理内でいろいろご提案させていただいて、そういったシステムにできるのであれば、ぜひやらせていただきたい。こういうお話でございます。  
一時利用も機械化しますので、定期利用もということになりますと、利用者の方も混乱をされるかなということ、定期利用に関しては、現状維持を当初はしながら、今後の新しい道も模索していきたいということです。

委員： ありがとうございます。

会長： ほかに、ご質問大丈夫ですか。

委員： 令和5年9月以降、いろいろ枚方市さんと協議しながら条例を変えるとか機械化することですが、かなり前使ってたのも管理される方の人員がちょっと減っていくみたいなのになるんで、この辺はどのような感じで見込んでおられますか。最初の初期投資の資金もかなり要ると思うんですよ。  
一遍にこれ、できるわけではないんで。

順次、できそうなところから、また市のほうの受入れ態勢ができてからだと思うんですけど、だったらどんな感じですか、ざっくり。まあ絵に描いた数字になるかも分からないが、人件費、減りますよね。

申請団体③： 例えば一時利用の電磁ロック化というのは4月から順次スタートして、9月いっぱい完了させる前提で試算しております。

その4月から9月の間は、もうまさに今されている状態をそのまま引き継ぐ状態で、機械化後は、一部ちょっと巡回にしたりとかという形で人員のほうは見直しさせていただくというような形でご提案させていただくという形でございます。

委員： 最初しばらくは出費が大変ですよ。

申請団体③： そうですね。

初年度はすごいですね。

一時利用を機械化することによって、今まで受け売りでやっていた管理人さんの労働負担は大分減ると同時に、やっぱり弊社としても機械を投資することによって、効率的な管理をするというところで、今までべったりついていた人を巡回に回すとか、あるいはちょっと人員、この駅は削減するとかということで、指定管理料を増やさないとこのころを前提に積算しています。

委員： 分かりました、ありがとうございます。

委員： 1個だけ、さっきの条例の話なんですけれど、まずは今の条例に従って、もし受けられた場合には協議して、だんだん解体っていう、すごくチャレンジだなと思ってお聞きしてるんですけど、そういうことをほかの市で条例を変えられたご経験は今までありませんか。

申請団体③： あります。

委員： 例えばどこの、どちらですか。

申請団体③： 関東になりますけど、これはいいのかな、さいたま市さんとかのところでは、条例変更、これは利用料金の変更とかというようなところを指定管理期間途中で変えたところがあります。

委員： そういう場合、作業と時間と忍耐が必要じゃないかと素人でも思うんですけど。

申請団体③： ここはですね、我々民間で及ぶところではある意味なくて、自治体様とこういうふうにというようなお話をさせていただきながら、自治体様のほうでご判断していただくということで、結構やっぱり議会の承認とか、いろいろクリアするものが多いと思いますので、そこはいろんなハードルがあるよというのは、ちょっとプレゼンのところで。

だから、いきなり来年の4月からとか、いきなり2年目からとかというふうに我々もできるとは思ってなくて、いろいろご調整されながらやりますので、現在はこれを踏襲させていただいて、行く行くはそういうふうに移管できたらという話をさせてもらっています。なかなか、ハードルはいろいろあると思います。

委員： 答えていただける範囲で結構なんですけど、さいたま市さんの場合は、発案とか発議してから、どのくらいで条例は変えられたんですか。

申請団体③： すみません。これ確認ときますが、こちら、ほかでも指定管理期間中に条例変更していただいたというところは、あるにはありますので。

委員： ノウハウをお持ちですよ。申請の。

申請団体③： そうですね、弊社としては、ご要望とかご提案をさせていただけるという感じですね。

委員： 提案、ありがとうございます。

会長： 時間の関係もございまして、特にこれだけはというのがなければ、終わらせていただきたいと思いますのですが、よろしいですかね。

それでは、これを持ちましてプレゼンテーションを終了いたします。申請団体の方は、ご退室いただいて結構です。どうもありがとうございました。

○（申請団体③ 退室）

会長： それでは、ここで、事務局にご質問あるいは確認されたい事項等ありましたら、ご発言をお

願いいたします。

委員：最初に聞いとくべきやったかも分からないですけど、市全体の交通政策の中での駐輪場の特に将来の考えというか、何か明確なものがありますか。

特に、さっき言った各駅へのアクセス交通とか、あと市全体の公共交通を考えたときに、駐輪場の在り方ですね。もうごろっと変えたい、おっしゃったように、例えばもう駐輪場はやめて、レンタルにしちゃおうと、ヨーロッパみたいにね、そっちにシフトしようとか、若い人の人口が減ってきているので、多分、バスのほうが今度は増えるんですよ。全体減っている中でね。

ですから、その辺、市の総計だとか、マスタープランだとか、そういうところで、駅アクセス交通の考え方というか、何か得なものがあるのか、いや今のところないですよ、なのかというのが1点と、あと、条例を変えられないのかみたいな話が出て、恐らく民間の駐輪場さんとかね、その辺の競合だとかいろいろややこしいところがあるのかなと思うんですけど、その辺りの現状ってどうなんですか。差し障りない範囲で。

事務局：1点目につきましては、その議論は、まだ枚方市としては行っておりません。なぜかというところ、現状、放置自転車が減ってきて、なおかつ民間も今、駐輪場を多々やっていますので、私たちとしては、放置自転車が増えなくて、民間がやってくれるなら、ちょっと収束の方向を考えたいと今思っている次第です。

委員：方向性が分かりました。要は駐輪場の法律の中にも、今おっしゃったように大原則で放置を減らそうというのが大きな目的なんですけど、今やっている民間の方との調整も、やっぱり言えないですけど、そんなの市がどんどん便利で安くしてくれたら私ら商売どうなるねんというのを多分、民間の方は言うでしょうし、その辺りすみません、言いにくいかもしれませんが、今のところどんな感じですか。

事務局：やはり、市営というところで、民間よりも少し安い、安心というイメージで、市営のご利用は多いところがあります。

でも、本市としましては、やはり民間で市場があるところに対しては、公ではなくて民に委ねるという姿勢をこれからは進めていかなければならないと考えております。

委員：流れとしては、もう民にやってもらったら、それはそれでいいんじゃないの。それで、路上駐輪が、もう増えへんのやったら、それが一番いいよねっていう流れなんですね。

事務局：不法駐輪の対策というのは、市としては必ず解決しなければいけない課題ですから、市で一定、担わないといけない役割があるんじゃないかということで、市営駐輪場であっても民の土地をお借りして運営しているところもございます。

あともう一点、申請団体③も言われました条例改正というところなんですけど、私たちとしましては、やはり市民の利便性が上がるのであれば、突破しないといけないところだと思っております。やはりそこは、申請団体から、そういう提案を受けて、指定管理者がそこで決まったその提案がよしということになれば、変えていくというようなところですので、今回も提案をいただいてご審議いただいた中で、それが市民の利便性の向上であったりとか、いろんな意味でいいということになれば、そこは何としてでも突破していきたいというふうには考えているところです。

会長：よろしいでしょうか。ほか、ございませんか。

では、最後の団体の方に行きましょうか。

じゃあ、事務局のほうで誘導をお願いします。

#### ○（申請団体④ 入室・準備）

事務局：それでは、ただいまから、プレゼンテーションを行います。プレゼンテーションは、初めに団体名及びプレゼンテーションをされる方のお名前を述べてから始めてください。

今日、プレゼンテーションの時間は10分間となります。終了1分前になりましたらベルでお知らせし、所定の10分になり次第、終了となりますのでご了承ください。

なお、プレゼンテーションが終了いたしましたら、引き続き、委員の皆様からのご質問にお答えいただければと思います。

では、準備がよろしければ、はい、スタートしてください。よろしくお願いします。

○（申請団体④）プレゼンテーション開始）

申請団体④： では、始めさせていただきます。

では、時間の関係から、一部割愛しながらお話させていただきますが、別紙1の確認事項に沿ってお話をさせていただきます。主に、こちらのご提案書をご覧になりながら、お聞きいただけると幸いです。よろしくお願いします。

では、ご説明の前に、1点、資料の補足がございます。様式3号の最終ページをご覧ください。最終ページには、予算の内訳明細書というのを載せておりますが、こちらの修繕費の項目をご覧ください。ちょうど真ん中の少し下ぐらいです。こちらの補足、特記事項のところに、物価が2%ずつを上昇するのを見込んでおりますという文言が入っておりますが、こちらは誤りでございますので訂正をさせていただきます。

では、具体的な内容といたしまして、当社の経営理念からご説明させていただきます。今度は、様式2号の2ページをご覧ください。

まずは、当社の経営理念からご説明いたします。当社は、ゼロを1にするを理念に、まちづくりという目線で放置自転車問題の解決を目指しておりまして、放置自転車のないまちづくりを指針とする駐輪場事業を開始いたしました。現在では、約650か所、20万台の運営実績を有しております。

続いて、3ページをご覧ください。真ん中下のところ、運営方針ですが、機械でできるところと、人でできることを明確に分けまして、それぞれが持つ付加価値を最大限発揮するというのが方針です。具体的には、こちらのページ下段にまとめている8つの指針、安心・安全・利便性・雇用の創出・連携・法令遵守・多様性・環境配慮・付加価値、こちらを遵守して事業を行っております。

このような取組を通しまして、利用者の方には寄り添える接客サービスの提供を。そして、雇用する職員には、誰でも簡単に働けるような職場環境の提供を行うのを目指しております。

続いて、指定管理者の指定を申請した理由をご説明いたします。5ページをご覧ください。理由は大きく2つございます。

1つ目は、面展開による放置自転車対策を行うことです。放置自転車対策で、最も重要なことは、最初の放置1台を生まないことなんですね。なので、放置自転車が1台だけでも呼び水となってしまいますので、官民一体となった面での対策というのが欠かせません。当社は、貴市内で7か所、2,359台の民間駐輪場の管理運営を行っております。貴市駐輪場と一体で運営管理を行うことで、枚方市全体での効果の高い対策を行いたいと考えております。

2つ目は、次のページ、6ページをご覧ください。当社の持つノウハウを生かした効率のいい運用をすることで、貴市に貢献できると考えております。具体的には、こちらの三角印で示しているような、サービスの向上、業務の簡略化、高齢者の方でも体の負担が少ない労働環境の構築、そして、経費削減の最大化を図ってまいります。そういった形での事業として、貴市、独自の自転車活用政策や地域活性化に貢献いたします。

続いて、6ページの下段、一番下のところをご覧ください。今回、ご提案の方針としてお話ししておきたいのが、近年、働き手の確保というのがやはり困難になってきていまして、かつ労働者の後期高齢化が進んでいるというのが、私たちは指定管理事業者として、そういった問題に直面しています。高齢社会の進行に伴って、定年年齢の引き上げ、あとは定年後の再雇用の増加が見込まれてますので、駐輪場で働いていただける方というのが減ってるんです。ですので今回は、駐輪機器を設置することで、無人でも運用できる環境、こちらを構築しながら職員によるご案内を行うことで、よりきめ細かいサービスを実現したいというのが方針です。

さらに、今まで駐輪場の仕事って最低時給で行うことが基本でしたが、当社では、サービス対応力の高い人材を確保しまして、契約社員として雇用したり、または、高時給での

人員確保というのを進めてまいります。そして、質の高いサービスが可能な人材を確保しますのと、効率的な人数での職員配置、そして業務の見直しを行って、お客様への柔軟なサービスを行ってまいりたいと考えています。

では、ここからは、具体的な内容をお話させていただきます。8ページをご覧ください。中段以降ですね、運営体制をご覧ください。

貴市との連絡窓口というところに関しては、本事業の担当者と責任者、そして統括、部統括責任者が共同で行います。また、統括、副統括は、枚方市駅構内の駐輪場に常駐しまして、主に業務全体のマネジメントを行います。初年度は、各現場に職員を配置しまして、現場での車両整備であったり、受付業務というのに取り組んでまいります。

機械運用が可能となる2年目以降、こちらに関しては、枚方市駅東西駐輪場を除いた、各現場の常駐をなくしまして、巡回での管理に切り替えます。深夜の時間も含めまして、1日五、六回の巡回日程を組んでおりますので、場内での利用環境をそうやって維持してまいります。

また、駐輪機器の設置台数、または機械化に伴うフォロー体制、こういうところを追ってご説明させていただきます。

では続いて、15ページをご覧ください。事項にある施設の現状に対する考え方及び展望のところは、重複する部分がありますので割愛させていただきます。

では、15ページの施設の運営に関する計画をご説明させていただきます。まず、指定管理料ですね。人件費の高騰や物価の上昇、こちらを加味した内容とさせていただきます。5年間全体で11億9,970万円にてご提案させていただきます。

続いて、具体的な導入する機器についてご説明いたします。18ページをご覧ください。まず、一時利用を扱う現場には、18ページ上段にあるような個別ラック式駐輪機器を使用します。続いて、枚方市駅東と西駐輪場には、18ページ最下段のゲート式駐輪機器を導入します。また、それ以外の定期契約では、定期更新機を用いてまいります。

中段に設置台数を載せておりますが、こちらは以前の過去の利用台数データを基に検討した数字となります。

また、駐輪機器設置に伴いまして、料金収受は人の対応から、機械の対応に切り替わります。設置の工事は、令和5年の上半期で順次導入をしてまいります。

また、25ページをご覧ください。駐輪機器導入に合わせまして、サービス向上の施策も、もちろん提案させていただきます。特に定期利用の購入方法の変更をご提案します。場所で言うと、真ん中、中段ですね。当社からのご提案としては、定期更新機の導入により、機械による手続や料金収受を行ってまいります。そして、2年目以降からは、ウェブ定期利用システムを導入することで、現場に来ることなく、新規や更新手続ができるようにいたします。

続いて、施設の管理について、ご説明いたします。32ページをご覧ください。人員配置について、ご説明いたします。機械が導入されるまでは、人の手による料金収受が必要ですので、駐輪機器の導入工事を行っている5年度からは十分な設置数を用意しております。

続いて、75ページをご覧ください。こちらは、令和6年度のシフトです。機械が設置完了して、現場でのお客様、職員が慣れる期間を経た令和6年度以降から、巡回管理に切り替えます。

巡回ルートは、沿線ごとに集約しております。また、場内にウェブカメラを新規に設置しまして、コールセンターでいつでも確認できるようにいたします。また、モニタートラブルや緊急対応時には、モニター越しにコールセンターと会話できるような機器を設置させていただきます。こうやって、巡回職員、こちらにはGPSで位置を把握できるようにさせていただきます。

事務局： 終了です。

会長： ありがとうございます。

それでは、私どもから、プレゼンテーションの内容及び事業計画について、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様、ご自由にご発言ください。

委員： 定期に関しての改革のことで、その定期の更新機というのを設置されるというお話でしたけども、具体的には、それでそのラック式ですとか、ゲート式ですとか、そういう駐輪場について、どのように具体的に使うということになるのでしょうか。

申請団体④： 定期更新機の使い方ということによろしいでしょうか。

委員： はい。

申請団体④： 定期更新機に関しましては、こちらの機械で定期更新を行えることを想定しております。ですので、そういった一時利用者の方のお手続に関しては、こちらの提案書内にある精算機にて、行うような形となります。

委員： 一時利用は、精算機ですね。定期の更新機というのは、具体的にどういうものが出てくるんですか。

申請団体④： 定期更新機でお客様が操作をされると、今回、使える期間というのをまず選んでいただきます。そうすると金額が出てまいりますので、そちらにお支払いと、そうすると、その機械から駐輪シールが出てきて、そちらをお客様の自転車に貼っていただくというのが使い方となります。

委員： 駐輪シールが出てくるということは、駐輪シールが出てきてから後のことは、現状と変わらなくて、そのシールを貼るということですね。

申請団体④： さようでございます。

委員： 今は、その有人なので、そのシールが貼ってあるか、貼ってないかで判断がされると思うんですけども、機械化が進んだら、その判断はどのようにされるのでしょうか。

申請団体④： 巡回管理を行うスタッフが、そのシールがついているかどうかを1台、1台確認しまして、利用管理を行います。

委員： 出ていくときとかのチェックではなくて、駐輪されている状態のものを巡回の人が見ていって、シールとか貼られているかどうかということを見ていくということですか。

申請団体④： おっしゃるとおりです。

委員： ということは、定期利用の方用のスペースみたいなのが決まっているようなイメージですか。

申請団体④： はい、そうですね、一時利用の停められる方と、定期利用で停められる方に関しては、明確に場所が分かります。

今のご説明で補足させていただきますと、ゲートの現場に関しては、入り口は一時の方も定期の方も同様でございます。どうやって管理するかといいますと、まず定期券の方に関しては、定期カードというのをお渡しますので、定期カードで入場ですね。なので、お持ちでない方は、まずそこで入場できないという形にはなってます。そして、その中、停める場所に関しては、今の想定としては、やはり一時と定期の場所は分かれています。ご自身のご契約ブロックに進んでいただくという形になります。

委員： 出ていくときは、特に何もないんですか。

申請団体④： はい、出ていくときも、同じようにカードのタッチは必要になります。

委員： じゃあ、定期カードで入退場を管理するということですね。

申請団体④： さようでございます。

委員： その定期カードというのは、どうやって発行されるんですか。

申請団体④： 定期カードに関しては、例えば新規の方でご説明しますと、受付にて新規の手続で、まず基本的には受付をします。そして、受付したときに、そのカードの発行手続も行います。

委員： 受付というのは、各駐輪場で受付場所が設けられるわけですか。

申請団体④： はい、今回、全場所で定期受付をするという形ではなく、受付ができる現場を集約させていきます。

委員： 大体、何か所のイメージでお考えですか。

申請団体④： 今、想定では、五、六か所ですね。あとのそこは、状況にも合わせてですし、かつ初年度に関しては、各現場でも人を配置していきますので、どの現場でも受入れできる体制は築きながら、やはりそこはお客様の状況等に合わせて、柔軟に変えられるような状況にしていきます。あとに巡回管理になっていくと、定期券を受付できる現場というのは集約させていくという形になります。



委員： 分かりました。  
一時利用の方は、ゲートはどうやって通るんですか。

申請団体④： ゲートのところに行きますと、ゲートのほうで車種を判別する形になります。そして、判別して入庫ボタンというのを押しますと、一時利用券が発券されます。  
イメージとしては、バーコードがついたような、切符のようなものが出てきます。そして、お帰りの際に精算という形になります。

委員： 精算したらゲートが開くという形ですか。

申請団体④： はい。

委員： ありがとうございます。

会長： では、ほかの委員の方、ご質問どうですか。  
はい、どうぞ。

委員： 今、ご提案いただいている内容については、現在、運営しておられる施設の中で、指定管理業者としての上から、大阪、京都、神戸、ここは皆、大体今ご提案いただいているようなやり方で運営されているんですか。

申請団体④： はい、運営の仕方に関してですが、実は、各指定管理現場によって異なります。  
例えば、京都ではゲート中心の管理でございますし、大阪の指定管理現場であれば、個別ロックとあとは必ず人が常駐しております。  
もちろん、常駐時間というのはございますが、どちらかという、人の手による運営のほうが中心ですね。

委員： 今、ご提案いただいている内容は、ちょっと枚方市で新しく試みをやってみようかなという感じですか。

申請団体④： 実際、京都市では、既に巡回管理です。

委員： はい、京都市では巡回管理。

申請団体④： 実際、その京都市でもコロナ禍が、基本京都市も条件的に全て有人管理となっているんですけど、その一部で巡回というのを認められているんですね。巡回でやってて、コロナ禍、ちょっと市民から、高齢者が多いその現場にずっと配置するのはよくないんじゃないかというご指摘があって、1カ月半ぐらい、人を外した時期があります。ただ、その中でも、やっぱり機械がちゃんとありますので、料金收受というのは基本自動でやりますので、あと、その1カ月半という期間は、巡回やったんですけど、そのときは、本当に逆に人がいないとき、いるときよりクレームがなかったというのがあるので、その場合はスタッフの説明の問題もあるのかもしれないですけど、基本は、今回初めて取り組むわけではなく、そういう実績も踏まえて、このような提案をさせていただいた次第です。

委員： 分かりました。

会長： ほかに、ご質問のある方いらっしゃいますか。

委員： そしたら恐れ入ります。先ほどの一番初めの様式3号、支出予算書をちょっと確認していただけますか。令和5年度のオープニング時のこれ、1,673万1,000円になっておりますが、これは何でしょうか。

申請団体④： こちらのオープニングに関しては、通常の人員配置にさらに加えて人の配置を行うための予算です。なぜかという、機械を設置して、いきなりお客様も職員もすぐ使えるわけではないんですね。なので、そういう形で一時的に人を増やして、お客様へのご案内などを行うための予算になります。

委員： その予算ということですかね。  
もう1件、下のほうの欄であります、工事費の関係なんです。

申請団体④： もう一度よろしいでしょうか。

委員： はい、その中で、一応内容的には、様式では初年度設置工事費がありますということになっておるんですが、これ令和6年、7年にも工事費が入っておりますが、これはどういうことの工事でしょうか。

申請団体④： はい、工事を行うのは、ご指摘のとおり初年度1回です。ただし、こちらの収支表での計上に関しては、この5年間にならして計上をさせていただくという形でございます。なぜかといいますと、調達の方法が、リースにて調達いたしますので、なので実際に支払い

に関しては、初年度にいきなりまとめて全額ではなく、こうやって5年度に分割して払うような形になります。

委員： それでは、一番初めの内容には、機械の設置は初年度の設置で新鮮味があるという期待があったんですが、これも引き続き、5年間はずっとやっていくということですか。

申請団体④： いえ、工事自体は初年度で終わらせます。

委員： 後の費用は同じ費用が出てますね。

申請団体④： はい、ここの工事費の実際の費用の振り分けとして、各年度に振り分けをしているというところでございます。

委員： じゃ、毎年これだけ、今、要るということですね。

申請団体④： 5年間でならずと、これだけ要るということなんですが、実際に何ていうんでしょう、工事自体を行うのは初年度でございますし、そこでかかった費用を5年間で分割して収支上計上させていただいてます。

委員： 収支上ということですか。

申請団体④： さようでございます。

委員： ありがとうございます。

会長： はい、ほかにもございますか。

委員： ちょっと直接的な話からはそれるかもしれないんですけど、設計事務所から始められたということで、経営方針のところにもデベロップメント事業もホテル事業もされていて、一方的な感じ方からすると、管理はもちろん、まちづくりの一環であるとお書いてくださって、よく分かるような気もするんですけど、ほかのものの直接的な、何か一種景観デザインに関連するようなどころですかね。自分からそこにアプローチして提案できるものと、一種違いますよね。どんどん何か、駐輪場をデザインして建てていくみたいなことができるような、今のそのお仕事内容では今回はないと思うんですけど、とはいえ、こういう経営方針を持って、今まで実績を持っておられるということから、できそうな一種、よくご存じだと思うんですけど、駅前を占めている駐輪場の無機質さとか雑然とした感じが、そのまちの顔になっていることに対する何ですか、危機感みたいなものは、きっとずっとお持ちだからこそ、これを続けておられるのではないかと想像するんですけど、何かできそうでしょうか。

申請団体④： 手前どもは、設計事務所から始まったというのもありますし、デザインする心というのを非常に大事にしております。その無機質な駐輪場というところにも、やはり問題視をしております。手前どもが開発したラックがグッドデザイン賞を受賞しているんですよ。今回、導入する機器に関しては、また検討は必要ということにはなるんですが、そういった形での実績というのはいかがでしょうか。

あとは、今回、ご提案の中に入れておるものとしては、すみません、ページ数がちょっと出てこないんですが。

委員： 15ページ。緑化。

申請団体④： 15ページ、壁面緑化ですね。実際にこれも、事例がございます。京都市の指定管理駐輪場の二条駅ですね。こちらで、壁面緑化を実際にやった事例をもとに、やはり、まちの顔というのは私たちにとっても大事なものというふうに考えておりますので、今回、イメージとしては、香里園町や枚方市駅東西、枚方方面に利用者が多いところをまず中心に、そういった形で、はい。まちの顔になる駐輪場を目指していきたいなと思っております。そんな思いがあります。

デザイン側の視点で、やっぱり景観に配慮した、たたずまい。全部変えるというのは、コストがかかるんですけど、一部、部分的に緑化したというところに。

委員： うん、いいですね。ラックと緑化以外に、何かできることがあればいいなとちょっと思いました。この資料もやっぱり、設計事務所さんならではの心理戦というか、グラフィックデザインのところが出られてて、もうできる限り美しく、できる限り分かりやすくつくっておられるのが伝わりますので、そういう観点から、本当に忘れられたような景観デザインから、すっかりもう何か、無視されて陰に入っているような駐輪場を何とかしていただける方策があればいいなと思ってお聞きしました。どうもありがとうございました。

会長： ほか、ご質問などありますか。

委員： 定期のことで、もうちょっと教えてください。定期の更新のときなんですけれども、駐輪シールを機械で買うというのは多分分かるんですけど、定期カードというのは、更新時は何か使うことはあるんですか。

申請団体④： 定期カードなんですけど、こちらと実際に利用契約の内容の、つまり期間がひもづけされておまして、そのカードもやはり更新作業を行います。その辺りも、先ほどの説明からしますと、私、お金を払ってシールが出てくる説明が終わっていたと思いますので、失礼しました、そこにカードの更新作業も入ります。失礼しました。

委員： ということは、1カ月ごとに手続をすることになると思うんで、1カ月ごとには、やっぱり機械のところに行って、シールを買うのと定期カードを更新させるのと、手続は要るということなんですね。

申請団体④： さようでございます。

委員： それは、時間が指定されているわけではなくて、その機械が動いている間はいつでもできるという。そういう理解でよろしいですか。

申請団体④： ご指摘のとおりです。さらに、今、ご指摘いただいたとおり、毎月、人の手で手続をするって、なかなか大変なんですよね、実際。なので、手前どもでは、2年目以降から、ウェブ定期サービスという形で、インターネット上で更新手続ができるように。こちらは新規もできるようにという形でもあるんですけどね。という形で、お客様のサービス向上とそして、職員の手間の削減を同時に行う。

基本、受付する場所が、全現場ではなくなるんです。これはもう、サービス低下につながるということになるので、それをこのウェブで実施するように賄うんです。逆に、現地に行かなくても自宅からでも定期更新、申し込みができる。これは、今の時代に即したサービスだと思ってますので、そういうものを導入していきたいということでございます。

委員： ウェブでの手続、ウェブでの更新の場合、定期カードというのはどうやって書き換えるんですか。

申請団体④： はい、それで重要なのが、定期更新機になります。この更新機は、やはりインターネット接続されますので、なので、そこでの更新情報がそこでひもづけされていて、その更新機に更新手続をいただくことで、カードが更新されます。

もう少し具体的に言いますと、今、計画している流れとしましては、手続をするとお客様のところにQRコードが出てきます。そのQRコードを更新機にタッチすると、既に領収済であれば領収済と出るし、領収してなければ、お金をいただきますし、そうするとカードタッチしてくださいになるのでタッチすると、そうすると更新されます。そんな仕組みです。

一応、24時間、対応ができますので。

委員： 聞くところによると、その場所にもよるんでしょうけれど、人気があり過ぎるところは、整理券がすぐなくなってしまって、そういうのには、このウェブで購入するときは、どういう方法を取られるんですか。

申請団体④： 今回ここで、提案書で、ご提案させていただいているように、予約券という形ではなくて、先着順及びキャンセル待ちという制度を取り入れます。

ウェブ上で行うので現場で朝から並ぶ必要がなくなります。

委員： それはまだまだけど、アクセスが集中しそう。

申請団体④： 現状は市民の方も職員も負担になっているというふうに手前どもは考えますので、それよりもよい方法としてご提案させていただきました。

委員： ありがとうございます。

会長： ほかに、ご質問はございますか。

では、質問も出尽くしたようですので、これをもちましてプレゼンテーションを終了いたします。申請団体の方は、ご退室していただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございます。

○ (申請団体④ 退室)

会 長： では、ここで、事務局にご質問あるいは確認されたい事項がありましたら、どうぞお願いいたします。

委 員： すみません、どこかにきっと説明が書いてあったはずなんですけど、今の条例は、何年前にできた条例なんでしたか。

事務局： 何回か改訂はさせていただいてるんですが。  
放置防止に関する条例でいきますと、昭和61年制定になります。もう一つの、自転車駐車場条例につきましては、昭和62年でございます。

委 員： 古過ぎるなあ。

委 員： 全くついて行けてないですよ。この、ご提案それぞれ、ウェブ化とか、定期券のとか、その金額の設定とか、人の働き方とか、もうまるでそのコロナがなくてもさま変わりですよ。

事務局： これ、定期券のウェブというのは、いい提案かなと思う一方で、やはりスマホとかを使えない方に対する手当をどうするかというのをいつもこちらとしては、はざまになるところでございます。

委 員： 本当ですね。

事務局： はい。やはり、高齢者で利用されている方もおられるというのがありますので。

委 員： そうですよ。難しい。

委 員： 学生でも、やっぱりスマホを持ってないという人もいらっしゃるでしょう。それはこれで考えます。

事務局： 今、委員がおっしゃったように、条例上に細かく書き過ぎというところは、やはり私どもも感じているところではあります。例えば、それを1つ減らすとしたら、規則まで落としてしまって、規則に定めますよというような条例改正をすることによって、もっと柔軟にはできるんですけれども、そういうことをしようとするすと議会軽視になるんじゃないかとかいう議論がどうしてもございますので。

委 員： ああ、そうですか。

事務局： 全てにおいて、条例で全てを規則に全部落としていけるかということ、そういうところは課題といたしますか、現状として難しいところもございますので、そこをバランス見ながら、少しでも利便性のいいようにということは、考えていきたいと思っています。

委 員： ありがとうございます。

委 員： 昨今IT化といってデジタル庁ができてね、IT化、IT化、言ってるんですね、最初はね、申請者を心配していったんですが、ずっと聞いてたら、枚方市がついていけるのかなと思ってるわけですよ。はっきり言って。現状維持でいいんじゃないかと、こうなるじゃないですか。それなら、いい提案してくれてる申請者が、それならやめとこうかってこうなるじゃないですか。条例改正はかなりハードルが高いとおっしゃいながらも、求めておられるものが、向こうもね、やっぱり、こういう提案をしてると言ったら、よそでも全部やってますとは言いません、やっぱり。枚方市を実験台にするのかということのも、ちょっと思ってるわけですね。よその市も同じようなものやから、多分。  
なので、一部ではやってるけども、こうしたいけどもどうですかと言ってきます。その辺にちょっと、どこがどうと言うわけじゃないけども、そういう時代なんかだとふと思いました。

事務局： おっしゃるとおりですね。

委 員： 私も思います。でも、おっしゃったように、その高齢の方に対応できずに市政は何であるんやみたいなことは、もちろんそうだと思うので、IT化とか、DXとか、Society 5.0とかって、上のほうではわーっと言ってますけど、そこに行くまでの過渡期をじゃあどうするということを枚方市さんが提案できたら、物すごい強いですよ。例えば、1個1個こういう委員会を開いて、プレゼンしてもらったときの項目にそれ入れられたらどうですか。この過渡期をどうする。デジタル化について行かない人は一定数ずっと残るんだったら、その人たちにどう対応するか提案してくださいと言ったら、我々で考えるよりも何か、ここだけ投入しますみたいなアイデアが出てきそうな気がするんですけどね。でないと、さっきおっしゃったように、1人でも反対したら、もう議会が反対やというのは当たり前なので、そこをじゃあこういうふうに対策を取りますよって言って、市全体が動いていかなかったら、今、打ち出しておられる

ビジョンも、なかなか。

事務局： 冒頭で申し上げたように、私たち、いいものであれば変えていきたいというふうには思っています。その心理は、もう変わらないです。議会は、多数決ですから、条例改正は、半分以上の議員さんがよしと言っていたら、変えられますので、そこは変えていきたい。

ですから、今回のケースでいけば、開場時間であったりとか、そういったところは、何とかクリアしていきたいという提案もいただいているところもございますので、私たちの事務局の思いとしては、変えていきたいというふうには思っているところです。

委員： そうですね。

委員： そこでやるにしても、条例を改正しないといけないわけでしょ。そしたら、最低限のところを変えたらいいじゃないですか。

事務局： 条例を例えばそこは、規則で定めますよというふうな条例改正をするということは必要になりますね。

委員： それに反対するとか勝手にするのかと言うじゃない。

事務局： 枚方には32人の議員がいるんですけれどもご賛成いただければ、可決できるというところがございます。

委員： 反対するような内容じゃないと思うんですけど。

事務局： ないと思います。

ご質問は受けるかと思うんですけれども、後退するものではないと私たちは思っていますので。

委員： それは、すばらしい。

事務局： いいものは変えていきたいと思っております。

委員： もう一つだけ、その条例に関してお聞きしたいのは、何番目かのプレゼンをされた方が、まず受けてから、受けたときは今の条例を守るんだけど、この後、提案をどんどんしていつ、今、市が持っておられる条例の変更の度合いよりもっと大きく変えるチャレンジをしたいという場合、その可能性はあるんですか。

事務局： あります。

委員： その場合は、もう業者さんと事務局と直接交渉になるわけですか。

事務局： そうですね、まず、その今後選定していただいた業者さんと打ち合わせをさせていただいて、当然、今回の指定管理、次期指定管理の始まる前に変えておかないといけない部分であったりとか、ご提案の中で運用してから実績を見て変えていきたいというところもおっしゃっている提案者さんもおられましたんで、ある程度そういうところも柔軟にはいけるかなと私は思っています。

委員： ああ、心強い。

会長： ちょっと時間の関係もあるので、ほかにご発言がなければ、後、次の案件に移りたいのですが構いませんか。

## 案件（２） 評価について

会長： では、次の案件（２）「評価について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局： それでは、ご説明いたします。

評価の基本的な考え方につきましては、先ほどご説明しましたとおり、資料19、評価表の要求事項ごとに、1から5の5段階で評価をご記入いただくものでございます。評価にあたり、申請団体の申請書類等が必要になると存じます。また、これらの資料は次回第3回の委員会でも使用しますので、本日、委員会終了後に私ども事務局から郵送させていただければと思っております。

また、ご記入いただいた評価表につきましては、後日、メールにてご返信いただきたいと存じております。本日、ご提出していただける場合には、終わりましたらお受け取りさせていただきます。また、ご返信期間につきましては、大変短い期間で恐縮でございますが、事務処理の手續上、10月7日金曜日までに、事務局に届くようによりしくお願いいたします。10月7日金曜日でございます。

なお、お送りいただいた評価表につきましては、事務局で取りまとめを行い、次回の委員会におきまして、全委員の評価の集計と、評価コメント集約案をご提示させていただきたいと思っております。

以上でございます。

会 長： はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、委員の皆さんからご質問、ご意見等はございませんでしょうか。なければ、次へ行きたいと思います。

### 案件（３） その他

会 長： 続きます。案件（３）その他につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

事務局： 件数は多いんですけど、手短にしたいと思えます。４点ございます。

まず１点目につきましては、先ほど駐輪場の考え方というのを訴えたときに、放置自転車の関係ということだけしか言わなかったんですが、補足させていただきますと、市民の方の利便性という考え方も条例上、私どもはうたっておりますので、そちらも踏まえた上で、今後の自転車駐車場の在り方について、検討していきたいと考えております。

あと２点目につきましては、当初、ご質問いただいた分担率でございます。まず、代表交通手段の分担率、これはパーソントリップ調査の平成２２年のものになりますが、枚方市におきましては、自転車は１７．１％ということになります。この数値が、大きいのか小さいのかとどこで言うと、隣の寝屋川市は２５．７％ということになっております。もうちょっと詳細にいきまして、通勤通学目的の代表交通手段の分担率ということでありまして、枚方市は１３．３％、ちなみに寝屋川市さんは１９．５％ということで、近隣市と比較しましても、少し枚方市については公共交通の分担率が高いかなと考察しているところでございます。

３点目に関しまして、本日何度かお話があったと思えます。指定管理料制か利用料金制かという議論なんですけど、今回、公募をするにあたって、やはりその議論というのをさせていただいたものの、ここ数年、コロナ禍ということでありまして、ヒアリングの中では事業者様としても、利用料金制よりは指定管理料制のほうが手を挙げやすいというお話もありまして、今回、私ども指定管理料制を選択したというところでございます。

４点目、こちらについては、少しご審議をいただきたい案件でございます。本選定委員会の資料につきましては、前回、第１回の委員会におきまして、答申後に公表するというのを決定させていただいております。しかしながら、本日提出しました資料１７－２、１７－３につきましては、質問をされた団体より、個別に回答する旨の希望があったことを踏まえ、事務局としましては、非公開事由に当たるか否かの判断を行った上で、公開せず、個別に回答を行ったものでございます。また、資料１８、１８－１から１８－３までの低価格調査に係る資料につきましては、経費の縮減方法や人件費の考え方など、申請団体のノウハウ等にあたる情報が含まれる可能性があると考えております。なお、通常の指定管理者申請手続において申請団体から提出された指定申請書や事業計画書等につきましても、ノウハウ等にあたる情報が含まれる可能性があることから公表はしておらず、情報公開請求があった場合にも、その都度判断することとしております。今回の低価格調査に係る書類につきましても、そういった書類と同様の取扱いとしてはどうかと考えております。以上のことから、資料１７－２、１７－３、資料１８、１８－１、１８－２、１８－３これらの資料を非公表とすることについて、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

会 長： 今回の件について、何かご意見ございますか。ご提案のとおりで、非公開でよろしいですか。

委 員： 情報公開条例に照らして、ご判断されたらそれでいいと思えます。

○（「異議なし」の声あり）

事務局： ありがとうございます。

会 長： では、そういうふうにご対応ください。

さらに、説明とかはあるんですか。

事務局： はい、ありがとうございます。

次回の選定委員会は、10月19日の水曜日、午後2時からウェブ会議での実施とさせていただきます。

繰り返しになりますが、お手元の資料一式につきましては、評価や次回の委員会で必要となりますので、本日、皆様に郵送をさせていただきます。

ご参集の委員の皆様は、市役所別館4階の第4委員会室で開催いたしますので、資料一式につきましては、大変お手数ですが、次回の委員会の際、ご持参いただくか、または着払伝票を同封いたしますので、第3回委員会の前日の、10月18日火曜日の午前中までに事務局に届きますよう、郵送をお願いいたします。

また、Web会議でご参加の委員の皆様は、申請書類一式は次回第3回の委員会までお手元にお持ちください。また、第3回の委員会の終了後に回収いたしますので、同封する着払伝票を使用して事務局までご郵送をお願いいたします。

次回の第3回委員会につきましては評価の集計等をご提示した後、本施設の指定管理者について、合議、答申へとお進めいただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願いいたします。事務局からは、以上です。

会 長； はい、ありがとうございました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、第2回枚方市自転車駐車場指定管理者選定委員会を閉会いたします。

委員の皆さんには、本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会 17時30分)